新潟県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成25年3月29日

> 泉 田 裕 彦 新潟県知事

新潟県規則第22号

新潟県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県福祉のまちづくり条例施行規則(平成8年新潟県規則第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「追加条」という。)を加え、同表の改正前の欄中別 表の細目の項及び号の表示に下線が引かれた別表の細目の項及び号(以下「移動別表細目項等」という。)に対応 する次の表の改正後の欄中別表の細目の項及び号の表示に下線が引かれた別表の細目の項及び号(以下「移動後 別表細目項等」という。)が存在する場合には当該移動別表細目項等を当該移動後別表細目項等とし、移動別表細 目項等に対応する移動後別表細目項等が存在しない場合には当該移動別表細目項等(以下「削除別表細目項等」 という。)を削り、移動後別表細目項等に対応する移動別表細目項等が存在しない場合には当該移動後別表細目項 等(以下「追加別表細目項等」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表 (以下「移動後別表」という。)に対応する次の表の改 正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表(以下「移動別表」という。)が存在する場合には当該移動別表を当 該移動後別表とし、移動後別表に対応する移動別表が存在しない場合には当該移動後別表を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の項及び号の表示、削除別表細目項等並びに別表の表 示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条並びに別表の細 目の項及び号の表示、追加条、追加別表細目項等並びに別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在 する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該 改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)に対応する次の表の改正前の欄の 表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正 後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後 改 正 前 (公共的施設)

第2条 条例第2条第4号に規定する規則で定める 施設は、別表第1の左欄に掲げる区分ごとに同表 の中欄に掲げるものとする。

(公共車両等)

第3条 条例第2条第5号に規定する規則で定める 一般旅客の用に供する鉄道の車両等は、次に掲げ るものとする。

(1)~(3) (略)

(道路移動等円滑化基準等)

第3条の2 条例第9条の2に規定する道路移動等 円滑化基準及び都市公園移動等円滑化基準は、別 表第2のとおりとする。

(整備基準)

第4条 条例第10条第1項に規定する整備基準は、 別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、別表第3の とおりとする。

(公共的施設)

第2条 条例第2条第2号に規定する規則で定める 施設は、別表第1の左欄に掲げる区分ごとに同表 の中欄に掲げるものとする。

(公共車両等)

第3条 条例第2条第3号に規定する規則で定める 一般旅客の用に供する鉄道の車両等は、次に掲げ るものとする。

 $(1) \sim (3)$ (略)

(整備基準)

第4条 条例第10条第1項に規定する整備基準は、 別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、別表第2の とおりとする。

(適合証)

- 第5条 条例第14条第1項の規定による適合証の交 第5条 条例第14条第1項の規定による適合証の交 付の請求は、別記第1号様式により、次に掲げる 書類を添えて行わなければならない。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、同表の (3) 別表第3の左欄に掲げる区分に応じ、同表の 中欄に掲げる図書であって、それぞれ同表の右 欄に定める明示すべき事項を記載したもの
 - (4) (略)

 $2 \sim 4$ (略)

別表第1 (第2条、第6条関係)

区 分	公共的施設	特定公共
		的施設
建築物	(略)	
	12 銀行等	(略)
	(1)~(14) (略)	
	(15) 日本郵便株式会社	
	<u>法</u> (平成17年法律第100	
	号)による郵便局	
	(略)	
道路	道路法(昭和27年法律第	(略)
	180号)第2条第1項に規定	
	する道路(<u>次に掲げるもの</u>	
	を除く。)	
	(1) 道路法第3条第4号の 市町村道 (2) 道路法第17条第1項から第4項までの規定により市町村が管理を行う同 法第3条第2号の一般国 道又は同条第3号の県道 (3) 自動車のみの一般交通 の用に供する道路(前2 号に掲げるものを除く。)	(m/z)
公 園	遊園地、動物園又は植物園(都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園に設けられるものを除く。)	(略)

(適合証)

- 付の請求は、別記第1号様式により、次に掲げる 書類を添えて行わなければならない。
- (1) · (2) (略)
 - 中欄に掲げる図書であって、それぞれ同表の右 欄に定める明示すべき事項を記載したもの
- (4) (略)

 $2 \sim 4$ (略)

別表第1 (第2条、第6条関係)

112011	弟2条、弟り条関係)	
区 分	公共的施設	特定公共
		的施設
建築物	(略)	
	12 銀行等	(略)
	(1)~(14) (略)	
	(15) 郵便局株式会社法	
	(平成17年法律第100	
	号)による郵便局	
	(略)	
道路	道路法(昭和27年法律第	(略)
	180号)第2条第1項に規定	
	する道路(<u>自動車のみの一</u>	
	般交通の用に供する道路を	
	除く。)	
公園		(略)
公園		(444)
	(1) 都士八国社 (177fac1左	
	(1) 都市公園法(昭和31年	

(略)	

別表第2 (第3条の2関係)

1 道路移動等円滑化基準

1 道路移	動等円滑化基準
整備項目	整備基準
1 歩道	道路には、次に定める構造の歩道
等	等(歩道又は自転車歩行車道をいう。
	以下同じ。)を設けること。
	(1) 有効幅員(歩道等に設ける傾斜
	路、通路又は階段の幅員から、縁
	石、手すり、路上施設若しくは歩
	行者の安全かつ円滑な通行を妨げ
	るおそれがある工作物、物件若し
	くは施設を設置するために必要な
	幅員又は除雪のために必要な幅員
	を除いた幅員をいう。以下この項
	において同じ。)は、新潟県道路の
	構造の技術的基準等を定める条例
	(平成24年新潟県条例第44号)第
	11条第2項又は第12条第3項に規
	定する幅員の値以上とし、当該歩
	道等の高齢者、障害者等の交通の
	状況を考慮して定めるものとする
	こと。
	(2) 舗装は、雨水を地下に円滑に浸
	透させることができる構造とする
	こと。ただし、道路の構造、気象
	状況その他の特別の状況によりや
	むを得ない場合は、この限りでな
	い。 たん
	(3) 舗装は、平坦で、滑りにくく、
	かつ、水はけの良い仕上げとする
	(4) 縦断勾配は、100分の5を超えな
	いこと。ただし、地形の状況その
	他の特別の理由によりやむを得な
	い場合は、100分の8を超えないこ

法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園(2)遊園地、動物園又は植物園(前号の都市公園に設けられるものを除く。)

(略)

と。

- (5) 車両の沿道への出入りの用に供される歩道等の部分(以下この表において「車両乗入れ部」という。)を除く部分の横断勾配は、100分の1を超えないこと。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2を超えないこと。
- (6) 車道若しくは車道に接続する路 肩がある場合の当該路肩(以下「車 道等」という。)又は自転車道に接 続して縁石線を設けること。
- (7) 車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く部分に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとすること。
- (8) 歩行者の安全かつ円滑な通行を 確保するため必要がある場合は、 車道等との間に植樹帯を設け、又 は車道等側に並木若しくは柵を設 けること。
- (9) 縁石を除く部分(横断歩道に接続する部分を除く。)の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とすること。
- (10) 前号の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとすること。
- (11) 横断歩道に接続する部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とすること。
- (12) 前号の段差に接続する部分 は、車椅子使用者が円滑に転回で きる構造とすること。

- (13) 排水溝を設ける場合には、つ え及び車椅子のキャスターが落ち 込まない溝蓋を設けること。
- (14) 第1号の規定にかかわらず、 車両乗入れ部のうち、第5号の規 定による基準を満たす部分の有効 幅員は、2メートル以上とするこ と。

2 立体 横断施 設

- (1) 道路には、高齢者、障害者等の 移動等円滑化のために必要である と認められる箇所に、高齢者、障 害者等の円滑な移動に適した構造 を有する立体横断施設(横断歩道 橋、地下横断歩道その他の歩行者 が道路等を横断するための立体的 な施設をいう。以下この表におい て同じ。)(以下「移動等円滑化さ れた立体横断施設」という。)を設 けること。
- (2) 移動等円滑化された立体横断施 設には、次に定める構造のエレベ ーターを設けること。
 - ア 籠 (人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)の内法幅及び内法奥行きは1.5メートル以上とすること。
 - イ アの規定にかかわらず、籠の 出入口が複数あるエレベーター であって、車椅子使用者が円滑 に乗降できる構造のもの(開閉 する籠の出入口を音声により知 らせる装置が設けられているも のに限る。)にあっては、内法幅 は1.4メートル以上、内法奥行き は1.35メートル以上とすること。
 - ウ 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、アの規定による基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上、イの規定による基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。

- エ 籠内に、車椅子使用者が乗降 する際に籠及び昇降路の出入口 を確認するための鏡を設けるこ と。ただし、イの規定による基 準に適合するエレベーターにあ っては、この限りでない。
- オ 籠及び昇降路の出入口の戸に ガラスその他これに類するもの がはめ込まれていることにより、 籠外から籠内が視覚的に確認で きる構造とすること。
- カ 籠内に手すりを設けること。
- キ 籠及び昇降路の出入口の戸の 開扉時間を延長する機能を設け ること。
- ク 籠内に、籠が停止する予定の 階及び籠の現在位置を表示する 装置を設けること。
- ケ 籠内に、籠が到着する階並び に籠及び昇降路の出入口の戸の 閉鎖を音声により知らせる装置 を設けること。
- コ 籠内及び乗降口には、車椅子 使用者が円滑に操作できる位置 に操作盤を設けること。
- サ 籠内に設ける操作盤及び乗降 口に設ける操作盤のうち視覚障 害者が利用する操作盤は、点字 を貼り付けること等により視覚 障害者が容易に操作できる構造 とすること。
- シ 乗降口に接続する歩道等又は 通路の部分の有効幅及び有効奥 行きは1.5メートル以上とするこ と。
- ス 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置

が設けられている場合は、この 限りでない。

- (3) 昇降の高さが低い場合その他の 特別の理由によりやむを得ない場 合は、前号のエレベーターに代え て、次に定める構造の傾斜路(そ の踊場を含む。以下この表におい て同じ。)を設けること。
 - ア 有効幅員(立体横断施設に設ける傾斜路、通路又は階段の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員を除いた幅員をいう。以下この項において同じ。)は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、1メートル以上とすること。
 - イ 縦断勾配は、100分の5を超えないこと。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8を超えないこと。
 - ウ 横断勾配は、設けないこと。
 - エ 2段式の手すりを両側に設けること。
 - オ 手すり端部の付近には、傾斜 路の通ずる場所を示す点字を貼 り付けること。
 - カ 路面は、平坦で、滑りにくく、 かつ、水はけの良い仕上げとす ること。
 - キ 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとすること。
 - ク 傾斜路の両側には、立ち上が

- り部及び柵その他これに類する 工作物を設けること。ただし、 側面が壁面である場合は、この 限りでない。
- ケ 傾斜路の下面と歩道等の路面 との間が2.5メートル以下の歩 道等の部分への進入を防ぐため 必要がある場合は、柵その他こ れに類する工作物を設けること。
- コ 高さが75センチメートルを超 える傾斜路にあっては、高さ75 センチメートル以内ごとに踏み 幅1.5メートル以上の踊場を設 けること。
- (4) 前2号に規定するもののほか、 高齢者、障害者等の交通の状況に より必要がある場合は、次に定め る構造のエスカレーターを設ける こと。
 - ア 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。
 - イ 踏み段の表面及びくし板は、 滑りにくい仕上げとすること。
 - ウ 昇降口において、3枚以上の 踏み段が同一平面上にある構造 とすること。
 - エ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとすること。
 - オ くし板の端部と踏み段の色の 輝度比が大きいこと等によりく し板と踏み段との境界を容易に 識別できるものとすること。
 - カ エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
 - キ 踏み段の有効幅は、1メート ル以上とすること。ただし、歩 行者の交通量が少ない場合は、 60センチメートル以上とするこ

と。

- (5) 通路は、次に定める構造とする こと。
 - ア 有効幅員は、2メートル以上 とし、当該通路の高齢者、障害 者等の通行の状況を考慮して定 めること。
 - イ 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合は、この限りでない。
 - ウ 2段式の手すりを両側に設けること。
 - エ 手すりの端部の付近には、通 路の通ずる場所を示す点字を貼 り付けること。
 - オ 路面は、平坦で、滑りにくく、 かつ、水はけの良い仕上げとす ること。
 - カ 通路の両側には、立ち上がり 部及び柵その他これに類する工 作物を設けること。ただし、側 面が壁面である場合は、この限 りでない。
- (6) 階段(その踊場を含む。以下この表において同じ。)は、次に定める構造とすること。
 - ア 有効幅員は、1.5メートル以上 とすること。
 - イ 2段式の手すりを両側に設けること。
 - ウ 手すりの端部の付近には、階 段の通ずる場所を示す点字を貼 り付けること。
 - エ 回り段としないこと。ただし、 地形の状況その他の特別の理由 によりやむを得ない場合は、こ の限りでない。
 - オ 踏面は、平坦で、滑りにくく、 かつ、水はけの良い仕上げとす ること。

- カ 踏面の端部とその周囲の部分 との色の輝度比が大きいこと等 により段を容易に識別できるも のとすること。
- キ 段鼻の突き出しその他のつま ずきの原因となるものを設けな い構造とすること。
- ク 階段の両側には、立ち上がり 部及び柵その他これに類する工 作物を設けること。ただし、側 面が壁面である場合は、この限 りでない。
- ケ 階段の下面と歩道等の路面と の間が2.5メートル以下の歩道 等の部分への進入を防ぐため必 要がある場合は、柵その他これ に類する工作物を設けること。
- コ 階段の高さが3メートルを超 える場合は、その途中に踊場を 設けること。
- サ 踊場の踏み幅は、直階段の場合にあっては1.2メートル以上、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。

3 乗合自動車停留所

- (1) 乗合自動車停留所を設ける歩道 等の部分の車道等に対する高さ は、15センチメートルを標準とす ること。
- (2) ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

4 路面 電車停 留場等

- (1) 路面電車停留場の乗降場は、次に定める構造とすること。
 - ア 有効幅員(路面電車停留場の 乗降場の幅員から、縁石、手す り、路上施設若しくは歩行者の 安全かつ円滑な通行を妨げるお それがある工作物、物件若しく は施設を設置するために必要な

幅員又は除雪のために必要な幅 員を除いた幅員をいう。)は、乗 降場の両側を使用するものにあ っては2メートル以上、片側を 使用するものにあっては1.5メー トル以上とすること。

- イ 路面電車の車両の旅客用乗降 口の床面とは、できる限り平ら とすること。
- ウ 乗降場の縁端と路面電車の車 両の旅客用乗降口の床面の縁端 との間隔は、路面電車の車両の 走行に支障を及ぼすおそれのな い範囲において、できる限り小 さくすること。
- エ 横断勾配は、100分の1を標準 とすること。ただし、地形の状 況その他の特別の理由によりや むを得ない場合は、この限りで ない。
- オ 路面は、平坦で、滑りにくい 仕上げとすること。
- カ 縁石線により区画するものとし、その車道側に柵を設けること。
- キ ベンチ及びその上屋を設ける こと。ただし、設置場所の状況 その他の特別の理由によりやむ を得ない場合は、この限りでな い。
- (2) 路面電車停留所の乗降場と車道 等との高低差がある場合は、傾斜 路を設けるものとし、その勾配は、 次に定めるところによること。
 - ア 縦断勾配は、100分の5を超えないこと。ただし、地形の状況 その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8を超えないこと。
 - イ 横断勾配は、設けないこと。
- (3) 歩行者の横断の用に供する軌道 の部分においては、軌条面と道路

面との高低差は、できる限り小さ くすること。

車駐車 場

- 5 自動 (1) 自動車駐車場には、全駐車台数 が200以下の場合にあっては当該 駐車台数に50分の1を乗じて得た 数以上、全駐車台数が200を超える 場合にあっては当該駐車台数に 100分の1を乗じて得た数に2を加 えた数以上の次に定める構造の身 体障害者、高齢者、妊産婦その他 歩行が困難な者等が円滑に利用で きる駐車の用に供する部分(以下 「障害者等用駐車施設」という。) を設けること。
 - ア 当該障害者等用駐車施設へ通 ずる歩行者の出入口からの距離 ができるだけ短くなる位置に設 けること。
 - イ 有効幅は、3.5メートル以上と すること。
 - ウ 障害者等用駐車施設である旨 を見やすい方法により表示する こと。
 - (2) 自動車駐車場の自動車の出入口 又は障害者等用駐車施設を設ける 階には、次に定める構造の身体障 害者、高齢者、妊産婦その他歩行 が困難な者等が円滑に利用できる 停車の用に供する部分(以下「障 害者等用停車施設」という。)を設 けること。ただし、構造上の理由 によりやむを得ない場合は、この 限りでない。
 - ア 当該障害者等用停車施設へ通 ずる歩行者の出入口からの距離 ができるだけ短くなる位置に設 けること。
 - イ 車両への乗降の用に供する部 分の有効幅及び有効奥行きは 1.5メートル以上とする等、身体 障害者、高齢者、妊産婦その他 歩行が困難な者等が安全かつ円

- 滑に乗降できる構造とすること。 ウ 障害者等用停車施設である旨 を見やすい方法により表示する こと。
- (3) 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とすること。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。
 - ア 有効幅は、90センチメートル 以上とすること。ただし、当該 自動車駐車場外へ通ずる歩行者 の出入口のうち1以上の出入口 の有効幅は、1.2メートル以上と すること。
 - イ 戸を設ける場合は、当該戸は、 有効幅を1.2メートル以上とす る当該自動車駐車場外へ通ずる 歩行者の出入口のうち、1以上 の出入口にあっては自動的に開 閉する構造とし、その他の出入 口にあっては車椅子使用者が円 滑に開閉して通過できる構造と すること。
 - ウ 車椅子使用者が通過する際に 支障となる段差を設けないこと。
- (4) 障害者等用駐車施設へ通ずる歩 行者の出入口から当該障害者等用 駐車施設に至る通路のうち1以上 の通路は、次に定める構造とする こと。
 - ア 有効幅員(自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。以下この項において同じ。)は、2メートル以上とすること。
 - イ 車椅子使用者が通過する際に

支障となる段差を設けないこと。 ウ 路面は、平坦で、かつ、滑り にくい仕上げとすること。

- (5) 自動車駐車場外へ通ずる歩行者 の出入口がない階(障害者等用駐 車施設が設けられている階に限 る。)を有する自動車駐車場には、 当該階に停止するエレベーターを 設けるものとし、その構造は、2 の項第2号アからエまでに定める とおりとすること。
- (6) 前号のエレベーターのうち1以上のものは、第4号に規定する出入口に近接して設けるものとし、その構造は、前号の規定にかかわらず、2の項第2号に定めるとおりとすること。
- (7) 構造上の理由によりやむを得ない場合は、前2号に規定するエレベーターに代えて、2の項第3号に定める構造の傾斜路を設けること。
- (8) 自動車駐車場外へ通ずる歩行者 の出入口がない階に通ずる階段は、 2の項第6号に定める構造とする こと。
- (9) 屋外に設けられる自動車駐車場 の障害者等用駐車施設、障害者等 用停車施設及び第4号に規定する 通路には、屋根を設けること。
- (10) 障害者等用駐車施設を設ける 階に便所を設ける場合は、当該便 所は、次に定める構造とすること。 ア 便所の出入口付近に、男子用 及び女子用の区別(当該区別が ある場合に限る。)並びに便所の 構造を視覚障害者に示すための 点字による案内板その他の設備 を設けること。
 - イ 床の表面は、滑りにくい仕上 げとすること。
 - ウ 男子用小便器を設ける場合

- は、1以上の床置式の小便器、 壁掛式の小便器(受け口の高さ が35センチメートル以下のもの に限る。以下同じ。)その他これ らに類する小便器を設けること。
- エ ウの規定により設けられる小 便器には、手すりを設けること。
- (11) 障害者等用駐車施設を設ける 階に便所を設ける場合は、そのう ち1以上の便所は、次に掲げる基 準のいずれかに適合すること。
 - ア 便所 (男子用及び女子用の区 別があるときは、それぞれの便 所)内に高齢者、障害者等の円 滑な利用に適した構造を有する 便房が設けられていること。
 - イ 高齢者、障害者等の円滑な利 用に適した構造を有する便所で あること。
- (12) 前号アの便房を設ける便所は、次に定める構造とすること。
 - ア 第4号に規定する通路と便所 との間の経路における通路のう ち1以上の通路は、同号アから ウまでに定める構造とすること。
 - イ 出入口の有効幅は、80センチ メートル以上とすること。
 - ウ 出入口には、車椅子使用者が 通過する際に支障となる段を設 けないこと。ただし、傾斜路を 設ける場合は、この限りでない。
 - エ 出入口には、高齢者、障害者 等の円滑な利用に適した構造を 有する便房が設けられているこ とを表示する案内標識を設ける こと。
 - オ 出入口に戸を設ける場合は、 当該戸は、次に定める構造とす ること。
 - (ア) 有効幅は、80センチメート ル以上とすること。
 - (イ) 高齢者、障害者等が容易に

開閉して通過できる構造とすること。

- カ 車椅子使用者の円滑な利用に 適した広さを確保すること。
- (13) 第11号アの便房は、次に定め る構造とすること。
 - ア 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
 - イ 出入口には、車椅子使用者が 通過する際に支障となる段を設 けないこと。
 - ウ 出入口には、当該便房が高齢 者、障害者等の円滑な利用に適 した構造を有するものであるこ とを表示する案内標識を設ける こと。
 - エ 出入口に戸を設ける場合は、 当該戸は、次に定める構造とす ること。
 - (ア) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。
 - (イ) 高齢者、障害者等が容易に 開閉して通過できる構造とす ること。
 - オ 車椅子使用者の円滑な利用に 適した広さを確保すること。
 - カ 腰掛便座及び手すりを設けること。
 - キ 高齢者、障害者等の円滑な利 用に適した構造を有する水洗器 具を設けること。
- (14) 第11号イの便所は、次に定める構造とすること。
 - ア 第4号に規定する通路と便所 との間の経路における通路のう ち1以上の通路は、同号アから ウまでに定める構造とすること。
 - イ 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
 - ウ 出入口には、車椅子使用者が 通過する際に支障となる段を設 けないこと。ただし、傾斜路を

設ける場合は、この限りでない。

- エ 出入口には、当該便所が高齢 者、障害者等の円滑な利用に適 した構造を有するものであるこ とを表示する案内標識を設ける こと。
- オ 出入口に戸を設ける場合は、 当該戸は、次に定める構造とす ること。
 - (ア) 有効幅は、80センチメート ル以上とすること。
 - (イ) 高齢者、障害者等が容易に 開閉して通過できる構造とす ること。
- カ 車椅子使用者の円滑な利用に 適した広さを確保すること。
- キ 腰掛便座及び手すりを設けること。
- ク 高齢者、障害者等の円滑な利 用に適した構造を有する水洗器 具を設けること。

6 その 他の施 設等

- (1) 交差点、駅前広場その他の移動 の方向を示す必要がある箇所に は、高齢者、障害者等が見やすい 位置に、高齢者、障害者等が日常 生活又は社会生活において利用す ると認められる官公庁施設、福祉 施設その他の施設及びエレベータ ーその他の移動等円滑化のために 必要な施設の案内標識を設けるこ と。
- (2) 前号の案内標識には、点字、音 声その他の方法により視覚障害者 を案内する設備を設けること。
- (3) 歩道等、立体横断施設の通路、 乗合自動車停留所、路面電車停留 場の乗降場及び自動車駐車場の通 路には、視覚障害者の移動等円滑 化のために必要であると認められ る箇所に、注意喚起用床材(視覚 障害者に対し段差又は傾斜の存在 の警告を行うために床面に敷設さ

れるブロックその他これに類する ものであって、点状の突起が設け られており、かつ、周囲の床面と の色の明度、色相又は彩度の差が 大きいことにより容易に識別でき るものをいう。以下同じ。)又は誘 導用床材 (視覚障害者の誘導を行 うために床面に敷設されるブロッ クその他これに類するものであっ て、線状の突起が設けられており、 かつ、周囲の床面との色の明度、 色相又は彩度の差が大きいことに より容易に識別できるものをいう。 以下同じ。)を敷設すること。

- (4) 注意喚起用床材及び誘導用床材 には、視覚障害者の移動等円滑化 のために必要であると認められる 箇所に、音声により視覚障害者を 案内する設備を設けること。
- (5) 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けること。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (6) 歩道等及び立体横断施設には、 照明施設を連続して設けること。 ただし、夜間における当該歩道等 及び立体横断施設の路面の照度が 十分に確保される場合は、この限 りでない。
- (7) 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けること。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。
- (8) 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、

障害者等の安全かつ円滑な通行に 著しく支障を及ぼすおそれのある 箇所には、融雪施設、流雪溝又は 雪覆工を設けること。

2 都市公園移動等円滑化基準

整備項目

整備基準

1 園路 場

公園の出入口と屋根付広場等(2 及び広 の項から9の項までに定める構造の 公園施設又は主要公園施設(修景施 設、休養施設、遊戲施設、運動施設、 教養施設、便益施設その他の公園施 設のうち、当該公園施設の設置の目 的を踏まえ、重要と認められるもの をいう。以下同じ。)をいう。以下こ の表において同じ。)との間の経路及 び7の項に定める構造の駐車場と屋 根付広場等(当該駐車場を除く。)と の間の経路を構成する園路及び広場 を設ける場合には、そのうち1以上 のものは、次に定める構造とするこ と。

- (1) 出入口は、次に定める構造とす ること。
 - ア 幅は、120センチメートル以上 とすること。ただし、地形の状 況その他の特別の理由によりや むを得ない場合は、90センチメ ートル以上とすること。
 - イ 車止めを設ける場合は、当該 車止めの相互間の間隔のうち1 以上は、90センチメートル以上 とすること。
 - ウ 出入口から水平距離が150セ ンチメートル以上の水平面を確 保すること。ただし、地形の状 況その他の特別の理由によりや むを得ない場合は、この限りで ない。
 - エ オに掲げる場合を除き、車椅 子使用者が通過する際に支障と なる段がないこと。
 - オ 地形の状況その他の特別の理

由によりやむを得ず段を設ける 場合は、傾斜路(その踊場を含む。以下この表において同じ。) を併設すること。

- (2) 通路は、次に定める構造とする こと。
 - ア 幅は、180センチメートル以上 とすること。ただし、地形の状 況その他の特別の理由によりや むを得ない場合は、通路の末端 の付近の広さを車椅子の転回に 支障のないものとし、かつ、50 メートル以内ごとに車椅子が転 回することができる広さの場所 を設けた上で、120センチメート ル以上とすること。
 - イ ウに掲げる場合を除き、車椅 子使用者が通過する際に支障と なる段がないこと。
 - ウ 地形の状況その他の特別の理 由によりやむを得ず段を設ける 場合は、傾斜路を併設すること。
 - エ 縦断勾配は、100分の5を超えないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8を超えないこと。
 - オ 横断勾配は、100分の1を超えないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2を超えないこと。
 - カ 路面は、滑りにくい仕上げが なされたものであること。
 - キ 排水溝を設ける場合には、つ え及び車椅子のキャスターが落 ち込まない溝蓋を設けること。
- (3) 階段 (その踊場を含む。以下この表において同じ。)は、次に定める構造とすること。
 - ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況そ

- の他の特別の理由によりやむを 得ない場合は、この限りでない。
- イ 手すりの端部の付近には、階 段の通ずる場所を示す点字を貼 り付けること。
- ウ 回り段がないこと。ただし、 地形の状況その他の特別の理由 によりやむを得ない場合は、こ の限りでない。
- エ 踏面は、滑りにくい仕上げが なされたものであること。
- オ 段鼻の突き出しその他のつま ずきの原因となるものが設けら れていない構造のものであるこ と。
- カ 階段の両側には、立ち上がり 部が設けられていること。ただ し、側面が壁面である場合は、 この限りでない。
- (4) 階段を設ける場合は、傾斜路を 併設すること。ただし、地形の状 況その他の特別の理由により傾斜 路を設けることが困難である場合 は、エレベーター、エスカレータ ーその他の昇降機であって高齢 者、障害者等の円滑な利用に適し た構造のものを併設すること。
- (5) 傾斜路 (階段又は段に代わり、 又はこれに併設するものに限る。) は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、120センチメートル以上 とすること。ただし、階段又は 段に併設する場合は、90センチ メートル以上とすること。
 - イ 縦断勾配は、100分の8を超えないこと。
 - ウ 横断勾配は、設けないこと。
 - エ 路面は、滑りにくい仕上げが なされたものであること。
 - オ 高さが75センチメートルを超 える傾斜路にあっては、高さ75 センチメートル以内ごとに踏幅

150センチメートル以上の踊場が設けられていること。

- カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを 得ない場合は、この限りでない。
- キ 傾斜路の両側には、立ち上が り部が設けられていること。た だし、側面が壁面である場合は、 この限りでない。
- (6) 高齢者、障害者等が転落するお それのある場所には、柵、注意喚 起用床材及び誘導用床材を適切に 組み合わせて床面に敷設したもの その他の高齢者、障害者等の転落 を防止するための設備が設けられ ていること。
- (7) 案内板の付近その他の要所に は、注意喚起用床材又は誘導用床 材を敷設すること。
- (8) 2の項から9の項までに定める 構造の公園施設のうちそれぞれ1 以上及び主要公園施設に接続して いること。

2 屋根付広場

屋根付広場を設ける場合は、その うち1以上のものは、次に定める構 造とすること。

- (1) 出入口は、次に定める構造とすること。
 - ア 幅は、120センチメートル以上 とすること。ただし、地形の状 況その他の特別の理由によりや むを得ない場合は、80センチメ ートル以上とすること。
 - イ ウに掲げる場合を除き、車椅 子使用者が通過する際に支障と なる段がないこと。
 - ウ 地形の状況その他の特別の理 由によりやむを得ず段を設ける 場合は、傾斜路を併設すること。
- (2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

3 休憩 管理事 務所

休憩所又は管理事務所を設ける場 所及び 合は、当該休憩所のうち1以上のも の又は当該管理事務所は、次に定め る構造とすること。

- (1) 出入口は、次に定める構造とす ること。
 - ア 幅は、120センチメートル以上 とすること。ただし、地形の状 況その他の特別の理由によりや むを得ない場合は、80センチメ ートル以上とすること。
 - イ ウに掲げる場合を除き、車椅 子使用者が通過する際に支障と なる段がないこと。
 - ウ 地形の状況その他の特別の理 由によりやむを得ず段を設ける 場合は、傾斜路を併設すること。
 - エ 戸を設ける場合は、当該戸は、 次に定める構造とすること。
 - (ア) 幅は、80センチメートル以 上とすること。
 - (イ) 高齢者、障害者等が容易に 開閉して通過できる構造のも のであること。
- (2) カウンターを設ける場合は、そ のうち1以上のものは、車椅子使 用者の円滑な利用に適した構造と すること。ただし、常時勤務する 者が容易にカウンターの前に出て 対応できる構造である場合は、こ の限りでない。
- (3) 車椅子使用者の円滑な利用に適 した広さが確保されていること。
- (4) 便所を設ける場合は、そのうち 1以上のものは、5の項第1号に 定める構造とすること。

4 野外 び野外

野外劇場又は野外音楽堂を設ける 劇場及│場合には、次に定める構造とするこ

- 音楽堂 (1) 出入口は、2の項第1号に定め る構造とすること。
 - (2) 出入口と次号に規定する車椅子

使用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。ア幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすること。

- イ ウに掲げる場合を除き、車椅 子使用者が通過する際に支障と なる段がないこと。
- ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- エ 縦断勾配は、100分の5を超えないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8を超えないこと。
- オ 横断勾配は、100分の1を超えないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2を超えないこと。
- カ 路面は、滑りにくい仕上げが なされたものであること。
- キ 高齢者、障害者等が転落する おそれのある場所には、柵、注 意喚起用床材及び誘導用床材を 適切に組み合わせて床面に敷設 したものその他の高齢者、障害 者等の転落を防止するための設 備が設けられていること。
- (3) 当該野外劇場又は当該野外音楽 堂の収容定員が200以下の場合は 当該収容定員に50分の1を乗じて 得た数以上、収容定員が200を超え る場合は当該収容定員に100分の 1を乗じて得た数に2を加えた数

以上の次に定める構造の車椅子使 用者が円滑に利用することができ る観覧スペース(以下「車椅子使 用者用観覧スペース」という。)を 設けること。

- ア 幅は90センチメートル以上と し、奥行きは120センチメートル 以上とすること。
- イ 車椅子使用者が利用する際に 支障となる段がないこと。
- ウ 車椅子使用者が転落するおそ れのある場所には、柵その他の 車椅子使用者の転落を防止する ための設備が設けられているこ と。
- (4) 便所を設ける場合は、そのうち 1以上のものは、5の項第1号に 定める構造とすること。

- 5 便所 (1) 便所を設ける場合には、1以上 (男子用及び女子用の区分がある ときは、それぞれ1以上)のもの は、次に定める構造とすること。
 - ア 便所 (男子用及び女子用の区 分があるときは、それぞれの便 所)内に、次に定める構造の便 房(以下「車椅子使用者用便房」 という。)を1以上設けること。
 - (ア) 腰掛便座、手すり等が適切 に配置されていること。
 - (イ) 車椅子使用者が円滑に利用 することができるよう十分な 空間が確保されていること。
 - イ 車椅子使用者用便房の出入口 及び当該便房のある便所の出入 口の幅は、80センチメートル以 上とすること。
 - ウ 車椅子使用者が移動する際に 支障となる段(エに掲げる場合 において設けられる段を除く。) を設けないこと。
 - エ 地形の状況その他の特別な理 由によりやむを得ず便所の出入

口に段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

- オ 車椅子使用者用便房の出入口 の戸及び当該便房のある便所の 出入口に戸を設ける場合におけ る当該戸は、次に掲げる構造と すること。
 - (ア) 幅は、80センチメートル以 上とすること。
 - (イ) 自動的に開閉する構造その 他の車椅子使用者が容易に開 閉して通過できる構造とする こと。
- カ 車椅子使用者用便房が設けられている便所は、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
- キ 車椅子使用者用便房が設けられている便所(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所)に設定する洗面台のうち1以上の洗面台は、車椅子使用者が円滑に利用できるよう高さ、け込み等に配慮した構造とするとともに、車椅子使用者が円滑に利用できる高さの鏡を設置すること。
- ク 車椅子使用者用便房に設置する水栓器具は、レバー式等の操 作が容易な構造とすること。
- ケ オストメイト (人工肛門又は 人工ぼうこうを使用している者 をいう。以下同じ。)のための洗 浄設備を設けた便房を1以上設 けること。
- (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (3) 便所(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所) に設置する水栓器具のうち1以上 は、レバー式等の操作が容易な構

造とすること。

(4) 男子用小便器のある便所を設け る場合には、そのうち1以上に、 床置式の小便器、壁掛式の小便器 その他これらに類する小便器を1 以上設けることとし、その小便器 には手すりを設けること。

6 水飲 手洗場

水飲場又は手洗場を設ける場合 場及び は、そのうち1以上のものは、高齢 者、障害者等の円滑な利用に適した 構造とすること。

7 駐車 場

- (1) 駐車場を設ける場合には、その うち1以上に、当該駐車場の全駐 車台数が200以下の場合は当該駐 車台数に50分の1を乗じて得た数 以上、全駐車台数が200を超える場 合は当該駐車台数に100分の1を 乗じて得た数に2を加えた数以上 であって、その幅が350センチメー トル以上である障害者等用駐車施 設を設けること。
- (2) 障害者等用駐車施設は、公園の 出入口から当該障害者等用駐車施 設に至る経路の距離ができるだけ 短くなる位置に設けること。
- (3) 障害者等用駐車施設へ通ずる公 園の出入口から障害者等用駐車施 設に至る駐車場内の通路は、次に 定める構造とすること。
 - ア 幅は、120センチメートル以上 とすること。
 - イ 表面は、粗面とし、又は滑り にくい材料で仕上げること。
 - ウ 段がある部分は、次に掲げる ものとすること。
 - (ア) 手すりを設けること。
 - (イ) 踏面の端部とその周囲の部 分との色の明度、色相又は彩 度の差が大きいことにより段 を容易に識別できるものとす ること。

- (ウ) 段鼻の突き出しその他のつ まずきの原因となるものを設 けない構造とすること。
- (エ) 主たる階段は、回り階段で ないこと。
- エ 傾斜路は、次に掲げるものと すること。
 - (ア) 幅は、段に代わるものにあ っては120センチメートル以 上、段に併設するものにあっ ては90センチメートル以上と すること。
 - (イ) 勾配は、12分の1を超えな いこと。ただし、高さが16セ ンチメートル以下のものにあ っては、8分の1を超えない こと。
 - (ウ) 勾配が12分の1を超え、又 は高さが16センチメートルを 超え、かつ、勾配が20分の1 を超える傾斜がある部分には、 手すりを設けること。
 - (エ) 高さが75センチメートルを 超えるものにあっては、高さ 75センチメートル以内ごとに 踏幅が150センチメートル以 上の踊場を設けること。
 - (オ) その前後の通路との色の明 度、色相又は彩度の差が大き いことによりその存在を容易 に識別できるものとすること。
 - (カ) 傾斜路の両側には、立ち上 がり部が設けられていること。 ただし、側面が壁面である場 合は、この限りでない。
- オ 排水溝を設ける場合には、つ え及び車椅子のキャスターが落 ち込まない溝蓋を設けること。

板及び 標識

- 8 掲示 (1) 掲示板を設ける場合は、当該掲 示板に表示された内容が容易に識 別できるものとすること。
 - (2) 整備基準に適合する便所若しく

は障害者等用駐車施設の付近又は 車椅子使用者用便房の出入口に は、それぞれ、当該便所、障害者 等用駐車施設又は車椅子使用者用 便房があることを表示する標識を 設けること。 (3) 前号の標識は、表示すべき内容 が容易に識別できるもの(当該内 容が日本工業規格Z8210に定めら れているときは、これに適合する もの)とすること。 9 案内 案内板を設ける場合には、次に定 板 める案内板を設けること。 (1) 整備基準に適合する便所の配置 を表示すること。 (2) 案内板の高さ、文字の大きさそ の他の表示方法は、高齢者、障害 者等が見やすいものとすること。 (3) 点字又は音声による案内を行う こと。 (4) 1の項から8の項までに定める 構造の公園施設の配置を表示した 案内板を設ける場合は、そのうち 1以上は、1の項の規定により設 けられた園路及び広場の出入口の 付近に設けること。

別表第3 (第4条関係)

1 建築物に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 廊下	(1) • (2) (略)
その他	(3) 別表第1建築物の部5の項に掲
これに	げる公共的施設(卸売市場に限
類する	る。)、16の項及び17の項に掲げる
もの	公共的施設、20の項に掲げる公共
(以下	的施設(視覚障害者である児童又
「廊下	は生徒に対する教育を行う特別支
等」と	援学校を除く。)並びに22の項及び
いう。)	24の項に掲げる公共的施設以外の
	公共的施設にあっては、階段又は
	傾斜路(階段に代わり、又はこれ

別表第2 (第4条関係)

1 建築物に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 廊下	(1) • (2) (略)
その他	(3) 別表第1建築物の部5の項に掲
これに	げる公共的施設(卸売市場に限
類する	る。)、16の項及び17の項に掲げる
も の	公共的施設、20の項に掲げる公共
(以下	的施設(視覚障害者である児童又
「廊下	は生徒に対する教育を行う特別支
等」と	援学校を除く。)並びに22の項及び
いう。)	24の項に掲げる公共的施設以外の
	公共的施設にあっては、階段又は
	傾斜路(階段に代わり、又はこれ

に併設するものに限る。)の上端に 近接する廊下等の部分には、次に 掲げる場合を除き、注意喚起用床 材を敷設すること。

- ア <u>勾配</u>が20分の1を超えない傾 斜がある部分の上端に近接する ものである場合
- イ 高さが16センチメートルを超 えず、かつ、<u>勾配</u>が12分の1を 超えない傾斜がある部分の上端 に近接するものである場合

ウ (略)

(4) • (5) (略)

(略)

- 4 便所
- (1) 便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。ただし、専ら従業員等が使用する便所を設ける場合又は共同住宅の住戸内に設ける便所にあっては、この限りでない。
 - ア 便所(男子用及び女子用の区 分があるときは、それぞれの便 所)内に、<u>車椅子使用者用便房</u> を1以上設けること。

イ <u>車椅子使用者用便房</u>の出入口 及び当該便房のある便所の出入 口の幅は、80センチメートル以 上とすること。 に併設するものに限る。)の上端に 近接する廊下等の部分には、次に 掲げる場合を除き、視覚障害者に 対し段差又は傾斜の存在の警告を 行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの(以下「注意喚起用床材」という。)を 敷設すること。

- ア <u>勾配</u>が20分の1を超えない傾 斜がある部分の上端に近接する ものである場合
- イ 高さが16センチメートルを超 えず、かつ、<u>勾配</u>が12分の1を 超えない傾斜がある部分の上端 に近接するものである場合

ウ (略)

(4) · (5) (略)

(略)

- 4 便所
- (1) 便所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。ただし、専ら従業員等が使用する便所を設ける場合又は共同住宅の住戸内に設ける便所にあっては、この限りでない。
 - ア 便所 (男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所)内に、次に定める構造の便房 (以下「車いす使用者用便房という。」)を1以上設けること。 (ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
 - (1) <u>車いす使用者が円滑に利用</u> <u>することができるよう十分な</u> 空間が確保されていること。
 - イ <u>車いす使用者用便房</u>の出入口 及び当該便房のある便所の出入 口の幅は、80センチメートル以 上とすること。

- ウ <u>車椅子使用者用便房</u>の出入口 の戸及び当該便房のある便所の 出入口に戸を設ける場合におけ る当該戸は、次に掲げる構造と すること。
 - (ア) (略)
 - (4) 自動的に開閉する構造その 他の<u>車椅子使用者</u>が容易に開 閉して通過できる構造とする こと。
- エ <u>車椅子使用者用便房</u>が設けられている便所は、<u>車椅子使用者</u>が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
- オ <u>車椅子使用者</u>が移動する際に 支障となる段を設けないこと。
- カ <u>車椅子使用者用便房</u>が設けられている便所(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所)に設定する洗面台のうち1以上の洗面台は、<u>車椅子使用者</u>が円滑に利用できるよう高さ、け込み等に配慮した構造とするとともに、<u>車椅子使用者</u>が円滑に利用できる高さの鏡を設置すること。
- キ <u>車椅子使用者用便房</u>に設置する水栓器具は、レバー式等の操作が容易な構造とすること。
- ク 別表第1建築物の部16の項に 掲げる公共的施設及び用途面積 が2,000平方メートル以上(別 表第1建築物の部18の項に掲げ る公共的施設にあっては、50平 方メートル以上)の公共的施設 (別表第1建築物の部5の項に 掲げる公共的施設(卸売市場に 限る。)、11の項に掲げる公共的 施設(飲食店を除く。)、16の項 に掲げる公共的施設、20の項に 掲げる公共的施設(特別支援学

- ウ <u>車いす使用者用便房</u>の出入口 の戸及び当該便房のある便所の 出入口に戸を設ける場合におけ る当該戸は、次に掲げる構造と すること。
 - (ア) (略)
 - (4) 自動的に開閉する構造その 他の<u>車いす使用者</u>が容易に開 閉して通過できる構造とする こと。
- エ <u>車いす使用者用便房</u>が設けられている便所は、<u>車いす使用者</u>が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
- オ <u>車いす使用者</u>が移動する際に 支障となる段を設けないこと。
- カ <u>車いす使用者用便房</u>が設けられている便所(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれの便所)に設定する洗面台のうち1以上の洗面台は、<u>車いす使用者</u>が円滑に利用できるよう高さ、け込み等に配慮した構造とするとともに、<u>車いす使用者</u>が円滑に利用できる高さの鏡を設置すること。
- キ <u>車いす使用者用便房</u>に設置する水栓器具は、レバー式等の操 作が容易な構造とすること。
- ク 別表第1建築物の部16の項に 掲げる公共的施設及び用途面積 が2,000平方メートル以上(別 表第1建築物の部18の項に掲げ る公共的施設にあっては、50平 方メートル以上)の公共的施設 (別表第1建築物の部5の項に 掲げる公共的施設(卸売市場に 限る。)、11の項に掲げる公共的 施設(飲食店を除く。)、16の項 に掲げる公共的施設、20の項に 掲げる公共的施設(特別支援学

校を除く。)並びに22の項から24 の項までに掲げる公共的施設を 除く。)の便所(男子用及び女子 用の区分があるときは、それぞ れの便所)内に、オストメイト のための洗浄設備を設けた便房 を1以上設けること。

$(2) \sim (4)$ (略)

(5) 男子用小便器のある便所を設け る場合には、そのうち1以上に、 床置式の小便器、壁掛式の小便器 その他これらに類する小便器を1 以上設けることとし、その小便器 には手すりを設けること。

(略)

6 駐車 場

駐車場を設ける場合には、次に定 める基準により、障害者等用駐車施 設を1以上設けること。ただし、専 ら従業員が使用する駐車場を設ける 場合は、この限りでない。

(1) • (2) (略)

7 エレ

エレベーターを設ける場合には、 ベータ 次に定める構造のエレベーターを1 以上設けること。ただし、多数の者 が利用し、かつ、直接地上へ通ずる 出入口のない階において提供される サービス若しくは販売される物品を 高齢者、障害者等が享受し、若しく は購入することができる措置を講じ る場合又は主として荷物の運搬の用 に供するエレベーターを設置する場 合は、この限りでない。

> (1) 籠は、多数の者が利用し、又は 主として高齢者、障害者等が利用 する居室、車椅子使用者用便房、

校を除く。)並びに22の項から24 の項までに掲げる公共的施設を 除く。)の便所(男子用及び女子 用の区分があるときは、それぞ れの便所)内に、オストメイト (人工肛門又は人工ぼうこうを 使用している者をいう。以下同 じ。)のための洗浄設備を設けた 便房を1以上設けること。

(2) \sim (4) (略)

(5) 男子用小便器のある便所を設け る場合には、そのうち1以上に、 床置式の小便器、壁掛式の小便器 (受け口の高さが35センチメート ル以下のものに限る。以下同じ。) その他これらに類する小便器を1 以上設けることとし、その小便器 には手すりを設けること。

(略)

6 駐車 場

駐車場を設ける場合には、次に定 める基準により、車いす使用者が円 滑に利用することができる駐車施設 (以下「車いす使用者用駐車施設」 という。)を1以上設けること。ただ し、専ら従業員が使用する駐車場を 設ける場合は、この限りでない。 $(1) \cdot (2)$ (略)

7 エレ ベータ

エレベーターを設ける場合には、 次に定める構造のエレベーターを1 以上設けること。ただし、多数の者 が利用し、かつ、直接地上へ通ずる 出入口のない階において提供される サービス若しくは販売される物品を 高齢者、障害者等が享受し、若しく は購入することができる措置を講じ る場合又は主として荷物の運搬の用 に供するエレベーターを設置する場 合は、この限りでない。

(1) かご(人を乗せ昇降する部分を いう。以下同じ。)は、多数の者が 利用し、又は主として高齢者、障 障害者等用駐車施設がある階及び 直接地上へ通ずる出入口のある階 (以下「地上階」という。)に停止 すること。

- (2) <u>籠</u>及び昇降路の出入口の幅は、 80センチメートル以上とすること。
- (3) <u>籠</u>の幅は、100センチメートル以 上とすること。
- (4) <u>籠</u>の奥行きは、135センチメート ル以上とすること。
- (5) (略)
- (6) <u>籠</u>内及び乗降ロビーには、<u>車椅</u> 子使用者が利用しやすい位置に制 御装置を設けること。
- (7) <u>籠</u>内には、<u>籠</u>及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認できる鏡を設けること。
- (8) <u>籠</u>内に、<u>籠</u>が停止する予定の階 及び<u>籠</u>の現在位置を表示する装置 を設けること。
- (9) 乗降ロビーに、到着する<u>籠</u>の昇降方向を表示する装置を設けること。
- (10) 別表第1建築物の部5の項に 掲げる公共的施設(卸売市場に限 る。)並びに17の項、22の項及び24 の項に掲げる公共的施設以外の公 共的施設にあっては、前各号に定 めるもののほか、次に掲げるもの であること。ただし、エレベータ 一及び乗降ロビーが主として自動 車の駐車の用に供する施設に設け るものである場合は、この限りで ない。
 - ア <u>籠</u>内に、<u>籠</u>が到着する階並び に<u>籠</u>及び昇降路の出入口の戸の 閉鎖を音声により知らせる装置 を設けること。
 - イ <u>籠</u>内及び乗降ロビーに設ける 制御装置(車椅子使用者が利用

害者等が利用する居室、<u>車いす使</u> 用者用便房、車いす使用者用駐車 施設がある階及び直接地上へ通ず る出入口のある階(以下「地上階」 という。)に停止すること。

- (2) <u>かご</u>及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- (3) <u>かご</u>の幅は、100センチメート ル以上とすること。
- (4) <u>かご</u>の奥行きは、135センチメートル以上とすること。
- (5) (略)
- (6) <u>かご</u>内及び乗降ロビーには、<u>車</u> <u>いす使用者</u>が利用しやすい位置に 制御装置を設けること。
- (7) <u>かご</u>内には、<u>かご</u>及び昇降路の 出入口の戸の開閉状態を確認でき る鏡を設けること。
- (8) <u>かご</u>内に、<u>かご</u>が停止する予定 の階及び<u>かご</u>の現在位置を表示す る装置を設けること。
- (9) 乗降ロビーに、到着する<u>かご</u>の 昇降方向を表示する装置を設ける こと。
- (10) 別表第1建築物の部5の項に 掲げる公共的施設(卸売市場に限 る。)並びに17の項、22の項及び24 の項に掲げる公共的施設以外の公 共的施設にあっては、前各号に定 めるもののほか、次に掲げるもの であること。ただし、エレベータ 一及び乗降ロビーが主として自動 車の駐車の用に供する施設に設け るものである場合は、この限りで ない。
 - ア <u>かご</u>内に、<u>かご</u>が到着する階 並びに<u>かご</u>及び昇降路の出入口 の戸の閉鎖を音声により知らせ る装置を設けること。
 - イ <u>かご</u>内及び乗降ロビーに設け る制御装置(車いす使用者が利

しやすい位置及びその他の位置 に制御装置を設ける場合にあっ ては、当該その他の位置に設け るものに限る。)は、点字により 表示する等視覚障害者が円滑に 操作することができる構造とす ること。

ウ <u>籠</u>内又は乗降ロビーに、到着 する<u>籠</u>の昇降方向を音声により 知らせる装置を設けること。

(略)

9 主た る利用 経路

- (1) 次に掲げる場合には、それぞれ に掲げる経路のうち1以上(オに 掲げる場合にあっては、そのすべ て)を、高齢者、障害者等が円滑 に利用できる経路(以下「主たる 利用経路」という。)とすること。 ア (略)
 - イ 公共的施設又はその敷地に<u>車</u> <u>椅子使用者用便房</u> (17の項に定 める構造の客室に設けられるも のを除く。以下この号において 同じ。)を設ける場合 利用居室 (当該公共的施設に利用居室が 設けられていないときは、道等。 次号において同じ。)から当該<u>車</u> 椅子使用者用便房までの経路
 - ウ 公共的施設又はその敷地に<u>障</u> <u>害者等用駐車施設</u>を設ける場合 当該<u>障害者等用駐車施設</u>から 利用居室までの経路

エ・オ (略)

(2) 主たる利用経路は、次に掲げるものとすること。

ア (略)

イ 主たる利用経路を構成する出 入口は、次に掲げるものである こと。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 別表第1建築物の部16の項 に掲げる公共的施設以外の公 共的施設にあっては、戸を設 用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

ウ <u>かご</u>内又は乗降ロビーに、到 着する<u>かご</u>の昇降方向を音声に より知らせる装置を設けること。

(略)

9 主た る利用 経路

- (1) 次に掲げる場合には、それぞれ に掲げる経路のうち1以上(オに 掲げる場合にあっては、そのすべ て)を、高齢者、障害者等が円滑 に利用できる経路(以下「主たる 利用経路」という。)とすること。 ア (略)
 - イ 公共的施設又はその敷地に<u>車</u> いす使用者用便房 (17の項に定 める構造の客室に設けられるも のを除く。以下この号において 同じ。)を設ける場合 利用居室 (当該公共的施設に利用居室が 設けられていないときは、道等。 次号において同じ。)から当該<u>車</u> いす使用者用便房までの経路
 - ウ 公共的施設又はその敷地に<u>車</u> いす使用者用駐車施設を設ける 場合 当該<u>車いす使用者用駐車</u> 施設から利用居室までの経路

エ・オ (略)

(2) 主たる利用経路は、次に掲げる ものとすること。

ア (略)

- イ 主たる利用経路を構成する出 入口は、次に掲げるものである こと。
 - (ア)・(イ) (略)
 - (ウ) 別表第1建築物の部16の項 に掲げる公共的施設以外の公 共的施設にあっては、戸を設

ける場合には、自動的に開閉する構造その他の<u>車椅子使用</u> 者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後 に高低差がないこと。

(エ) 別表第1建築物の部16の項 に掲げる公共的施設にあって は、戸を設ける場合には、次 に掲げる構造とすること。

a (略)

- b 自動的に開閉する構造その他の<u>車椅子使用者</u>が容易 に開閉して通過できる構造 とし、かつ、その前後に高 低差がないこと。
- ウ 主たる利用経路を構成する廊 下等は、1の項に定めるものの ほか、次に掲げるものとするこ と。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 廊下等の末端の付近の構造は、<u>車椅子</u>の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに<u>車椅子</u>の転回に支障がない場所を設けること。

(エ) (略)

- (オ) 別表第1建築物の部16の項に掲げる公共的施設以外の公共的施設にあっては、戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の<u>車椅子使用</u>者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- (カ) 別表第1建築物の部16の項 に掲げる公共的施設にあって は、戸を設ける場合には、次 に掲げる構造とすること。

a (略)

b 自動的に開閉する構造そ の他の<u>車椅子使用者</u>が容易 に開閉して通過できる構造 ける場合には、自動的に開閉する構造その他の<u>車いす使用</u>者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(エ) 別表第1建築物の部16の項 に掲げる公共的施設にあって は、戸を設ける場合には、次 に掲げる構造とすること。

a (略)

- b 自動的に開閉する構造その他の<u>車いす使用者</u>が容易 に開閉して通過できる構造 とし、かつ、その前後に高 低差がないこと。
- ウ 主たる利用経路を構成する廊 下等は、1の項に定めるものの ほか、次に掲げるものとするこ と。
 - (ア)・(イ) (略)
 - (ウ) 廊下等の末端の付近の構造は、<u>車いす</u>の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに<u>車いす</u>の転回に支障がない場所を設けること。

(エ) (略)

- (オ) 別表第1建築物の部16の項に掲げる公共的施設以外の公共的施設にあっては、戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の<u>事いす使用</u>者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- (カ) 別表第1建築物の部16の項 に掲げる公共的施設にあって は、戸を設ける場合には、次 に掲げる構造とすること。

a (略)

b 自動的に開閉する構造その他の<u>車いす使用者</u>が容易 に開閉して通過できる構造 とし、かつ、その前後に高 低差がないこと。

(キ) (略)

エ 主たる利用経路を構成する傾 斜路(階段に代わり、又はこれ に併設するものに限る。)は、3 の項に定めるもののほか、次に 掲げるものとすること。

(ア) (略)

(4) <u>勾配</u>は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、8分の1を超えないこと。

(ウ) (略)

- オ 主たる利用経路を構成するエレベーター(キに定めるものを除く。)で、別表第1建築物の部16の項に掲げる公共的施設以外の公共的施設(用途面積が2,000平方メートル以上のものに限る。)に設置するものについては、7の項第1号、第2号及び第4号から第10号までの規定によるほか、次に掲げるものであること。
 - (ア) <u>籠</u>の幅は、140センチメート ル以上とすること。ただし、 別表第1建築物の部22の項に 掲げる公共的施設にあっては、 100センチメートル以上とする こと。
 - (4) <u>籠</u>は、<u>車椅子</u>の転回に支障がない構造とすること。ただし、別表第1建築物の部22の項に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。
 - (ウ) <u>籠</u>内には、手すりを設けること。ただし、別表第1建築物の部22の項に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。

とし、かつ、その前後に高 低差がないこと。

(キ) (略)

- エ 主たる利用経路を構成する傾 斜路(階段に代わり、又はこれ に併設するものに限る。)は、3 の項に定めるもののほか、次に 掲げるものとすること。
 - (ア) (略)
 - (イ) <u>勾配</u>は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、8分の1を超えないこと。

(ウ) (略)

- オ 主たる利用経路を構成するエレベーター(キに定めるものを除く。)で、別表第1建築物の部16の項に掲げる公共的施設以外の公共的施設(用途面積が2,000平方メートル以上のものに限る。)に設置するものについては、7の項第1号、第2号及び第4号から第10号までの規定によるほか、次に掲げるものであること。
 - (ア) <u>かご</u>の幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、別表第1建築物の部22の項に掲げる公共的施設にあっては、100センチメートル以上とすること。
 - (イ) <u>かごは、車いす</u>の転回に支 障がない構造とすること。た だし、別表第1建築物の部22 の項に掲げる公共的施設にあ っては、この限りでない。
 - (ウ) <u>かご</u>内には、手すりを設けること。ただし、別表第1建築物の部22の項に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。

- (エ) <u>籠</u>の出入口には、乗降者を 感知し、<u>籠</u>及び昇降路の出入 口の戸の閉鎖を自動的に制御 することができる光電式等の 乗降者検出装置を設けるこ と。
- カ 主たる利用経路を構成するエレベーター(キに定めるものを除く。)で、<u>別表第1建築物の部16の項</u>に掲げる公共的施設に設置するものについては、7の項第1号、第2号、第4号から第6号まで及び第8号から第10号までの規定によるほか、次に掲げるものであること。
 - (7) <u>籠</u>の幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、 <u>籠</u>の出入口が複数あるエレベーターであって、<u>車椅子使用</u> 者が円滑に乗降できる構造の もの(開閉する<u>籠</u>の出入口を 音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)に あっては、100センチメートル以上とすること。
 - (4) <u>籠</u>内に、<u>車椅子使用者</u>が乗降する際に<u>籠</u>及び昇降路の出入口を確認するための鏡が設けられていること。ただし、(7)のただし書に規定する場合は、この限りでない。
 - (ウ) <u>籠</u>及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は<u>籠</u>外及び<u>籠</u>内に画像を表示する設備が設置されていることにより、<u>籠</u>外にいる者と<u>籠</u>内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。
 - (エ) <u>籠</u>内には、手すりを設ける こと。

- (エ) <u>かご</u>の出入口には、乗降者を感知し、<u>かご</u>及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に制御することができる光電式等の乗降者検出装置を設けること。
- カ 主たる利用経路を構成するエレベーター (キに定めるものを除く。)で、<u>別表第1建築物の部第16の項</u>に掲げる公共的施設に設置するものについては、7の項第1号、第2号、第4号から第6号まで及び第8号から第10号までの規定によるほか、次に掲げるものであること。
 - (ア) <u>かご</u>の幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、 <u>かご</u>の出入口が複数あるエレベーターであって、<u>車いす使用者</u>が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する<u>かご</u>の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)にあっては、100センチメートル以上とすること。
 - (イ) <u>かご</u>内に、<u>車いす使用者</u>が 乗降する際に<u>かご</u>及び昇降路 の出入口を確認するための鏡 が設けられていること。ただ し、(ア)のただし書に規定する 場合は、この限りでない。
 - (ウ) かご及び昇降路の出入口の 戸にガラスその他これに類す るものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画 像を表示する設備が設置され ていることにより、かご外に いる者とかご内にいる者が互 いに視覚的に確認できる構造 とすること。
 - (エ) <u>かご</u>内には、手すりを設けること。

(オ) <u>籠</u>及び昇降路の出入口の戸 の開扉時間を延長する機能を 有したものとすること。

キ (略)

ク 主たる利用経路を構成するエスカレーターで、別表第1建築物の部16の項に掲げる公共的施設に設置するものについては、8の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。ただし、(キ)及び(ク)については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものであること。

(ア)~(キ) (略)

(ク) 踏み段の面を<u>車椅子使用者</u>が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

ケ (略)

コ 主たる利用経路を構成する敷 地内の通路は、5の項に定める もののほか、次に掲げるものと すること。

(ア) (略)

- (イ) 50メートル以内ごとに<u>車椅</u> 子の転回に支障がない場所を 設けること。
- (ウ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の<u>車</u> <u>椅子使用者</u>が容易に開閉して 通過できる構造とし、かつ、 その前後に高低差がないこと。
- (エ) 傾斜路は、次に掲げるものとすること。

a (略)

b <u>勾配</u>は、12分の1を超え ないこと。ただし、高さが 16センチメートル以下のも のにあっては、8分の1を (オ) <u>かご</u>及び昇降路の出入口の 戸の開扉時間を延長する機能 を有したものとすること。

キ (略)

ク 主たる利用経路を構成するエスカレーターで、別表第1建築物の部16の項に掲げる公共的施設に設置するものについては、8の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。ただし、(1)及び(1)については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものであること。

(ア)~(キ) (略)

(ク) 踏み段の面を<u>車いす使用者</u>が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

ケ (略)

コ 主たる利用経路を構成する敷 地内の通路は、5の項に定める もののほか、次に掲げるものと すること。

(ア) (略)

- (4) 50メートル以内ごとに<u>車い</u> <u>す</u>の転回に支障がない場所を 設けること。
- (ウ) 戸を設ける場合には、自動 的に開閉する構造その他の<u>車</u> いす使用者が容易に開閉して 通過できる構造とし、かつ、 その前後に高低差がないこと。
- (エ) 傾斜路は、次に掲げるものとすること。

a (略)

b <u>勾配</u>は、12分の1を超え ないこと。ただし、高さが 16センチメートル以下のも のにあっては、8分の1を

10 標識	超えないこと。 c (略) (オ) 排水溝を設ける場合には、 つえ及び車椅子のキャスターが落ち込まない溝蓋を設ける こと。 (3) (略) 整備基準に適合する便所、障害者 等用駐車施設、エレベーターは別表1 建築物の部16の項に掲げる公共施設における車椅子使用者用便房の出入口には、次に定めるところにより、それぞれ、当該便所、障害者等用駐車施設、エレベーターを表示する標識を設けること。 (1)・(2) (略) (1) 公共的施設又はその敷地には、当該公共のの整備基準に適合、エレベータ療が、2とを表示する標識を設けること。 (1)・(2) (略) (1) 公共的施設又はその敷地には、当該公共のの整備基準に適合、エレベーターを表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該便所、障害者等用駐車施設、エレーターの配置を容易に視認でき	10 標識	超えないこと。 c (略) (オ) 排水溝を設ける場合には、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まない溝ふたを設けること。 (3) (略) 整備基準に適合する便所、車いす使用者用駐車施設、エレイの付近る公共施設における事いす使用者用便房の出り、それぞれ、当該便所、中夕一、工スカレーターの表示する標識を設けること。 (1)・(2) (略) (1) 公共的施設又はその敷地には、当該係基押財車施設、エレイの敷地には、当該便所、車いす使用者用駐車施設、は、当該の乗車にである。工を表示する標識を設けること。 (1)・(2) (略) (1) 公共的施設又はその敷地には、当該係基用駐車施設、エレーターの設備を設ける。ただし、当該便所、車・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	る場合は、この限りでない。 (2)~(6) (略)		に視認できる場合は、この限りで ない。 (2)~(6) (略)
12 視覚 障害者 利用経 路	(1)・(2) (略) (3) 視覚障害者利用経路は、次に掲げるものとすること。 ア 誘導用床材及び注意喚起用床材を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、駐車場等の車路を横断する部分については、この限りでない。	12 視覚 障害者 利用経 路	(1)・(2) (略) (3) 視覚障害者利用経路は、次に掲

┃ ┃ イ 当該視覚障害者利用経路を構
成する敷地内の通路の次に掲げ
る部分には、注意喚起用床材を
敷設すること。
(ア) (略)
(イ) 次に掲げるものを除き、段
がある部分又は傾斜がある部
分の上端に近接する部分
a <u>勾配</u> が20分の1を超えな
い傾斜がある部分の上端に
近接するもの
b 高さが16センチメートル
を超えず、かつ、 <u>勾配</u> が12
分の1を超えない傾斜があ
る部分の上端に近接するも
\mathcal{O}
c (略)
ウ (略)

2 道路に関する整備基準

整備項目	整備基準
歩道	歩道を設ける場合には、当該歩道
	は、次に定める構造とすること。
	(1)~(3) (略)
	(4) <u>縦断勾配</u> は、100分の5を超え
	ないこと。ただし、地形の状況そ
	の他の特別の理由によりやむを得
	ない場合は、100分の8を超えな
	いこと。
	(5) 車両の沿道への出入りの用に供
	される歩道の部分(以下「車両乗
	入れ部」という。)を除く部分の <u>横</u>
	<u>断勾配</u> は、100分の1を超えないこ
	と。ただし、第2号ただし書に規

に識別できるものをいう。以下 同じ。)及び注意喚起用床材を適 切に組み合わせて敷設し、又は 音声その他の方法により視覚障 害者を誘導する設備を設けるこ と。ただし、駐車場等の車路を 横断する部分については、この 限りでない。

- イ 当該視覚障害者利用経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、注意喚起用床材を 敷設すること。
 - (ア) (略)
 - (イ) 次に掲げるものを除き、段 がある部分又は傾斜がある部 分の上端に近接する部分
 - a <u>勾配</u>が20分の1を超えな い傾斜がある部分の上端に 近接するもの
 - b 高さが16センチメートル を超えず、かつ、<u>勾配</u>が12 分の1を超えない傾斜があ る部分の上端に近接するも の

c (略)

ウ (略)

(略)

2 道路に関する整備基準

_ ~	スプラを 備 圣中
整備項目	整備基準
歩道	歩道を設ける場合には、当該歩道
	は、次に定める構造とすること。
	(1)~(3) (略)
	(4) 縦断勾配は、100分の5を超えな
	いこと。ただし、地形の状況その
	他の特別の理由によりやむを得な
	い場合は、100分の8を超えないこ
	と。
	(5) 車両の沿道への出入りの用に供
	される歩道の部分(以下「車両乗
	入れ部」という。)を除く部分の <u>横</u>
	<u>断勾配</u> は、100分の1を超えないこ
	と。ただし、第2号ただし書に規

定する場合又は地形の状況その他 の特別の理由によりやむを得ない 場合は、100分の2を超えないこと。

(6) 車道等又は自転車道に接続して 縁石線を設けること。

 $(7) \sim (9)$ (略)

- (10) 前号の段差に接続する部分 は、<u>車椅子使用者</u>が円滑に転回で きる構造とすること。
- (11) 排水溝を設ける場合には、つ え及び<u>車椅子</u>のキャスターが落ち 込まない溝蓋を設けること。

(12) · (13) (略)

3 公園に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 園路	公園の出入口と屋根付広場等(2
及び広	<u>の項から9の項まで</u> に定める構造の
場	公園施設又は主要公園施設をいう。
	以下同じ。)との間の経路及び <u>7の項</u>
	に定める構造の駐車場と屋根付広場
	等(当該駐車場を除く。)との間の経
	路を構成する園路及び広場を設ける
	場合には、そのうち1以上のものは、
	次に定める構造とすること。
	(1) III 1 D) 1
	(1) 出入口は、次に定める構造とす
	ること。 ア〜ウ (略)
	エオに掲げる場合を除き、車椅
	子使用者が通過する際に支障と
	<u>する</u> がないこと。
	オ 地形の状況その他の特別の理
	由によりやむを得ず段を設ける
	場合は、傾斜路(その踊場を含
	<u>む。以下この表において同じ。)</u>

定する場合又は地形の状況その他 の特別の理由によりやむを得ない 場合は、100分の2を超えないこと。

- (6) <u>車道若しくは車道に接続する路</u> <u>肩がある場合の当該路肩(以下「</u>車 道等<u>」という。)</u>又は自転車道に接 続して縁石線を設けること。
- $(7) \sim (9) \qquad (略)$
- (10) 前号の段差に接続する部分 は、<u>車いす使用者</u>が円滑に転回で きる構造とすること。
- (11) 排水溝を設ける場合には、つ え及び<u>車いす</u>のキャスターが落ち 込まない<u>溝ふた</u>を設けること。

(12) · (13) (略)

3 公園に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 園路	公園の出入口と屋根付広場等(2
及び広	<u>の項から8の項まで</u> に定める構造の
場	公園施設 <u>、水飲場、手洗場</u> 又は主要
	公園施設 (修景施設、休養施設、遊
	戲施設、運動施設、教養施設、便益
	施設その他の公園施設のうち、当該
	<u>公園施設の設置の目的を踏まえ、重</u>
	要と認められるものをいう。以下同
	<u>じ。)</u> をいう。以下同じ。)との間の経
	路及び6の項に定める構造の駐車場
	と屋根付広場等(当該駐車場を除
	く。)との間の経路を構成する園路及
	び広場を設ける場合には、そのうち
	1以上のものは、次に定める構造と
	すること。
	(1) 出入口は、次に定める構造とす
	ること。
	ア〜ウ (略)
	エ オに掲げる場合を除き、 <u>車い</u>
	<u>す使用者</u> が通過する際に支障と
	なる段がないこと。
	オ 地形の状況その他の特別の理
	由によりやむを得ず段を設ける
	場合は、傾斜路を併設すること。

を併設すること。

- (2) 通路は、次に定める構造とする こと。
 - ア 幅は、180センチメートル以上 とすること。ただし、地形の状 況その他の特別の理由によりや むを得ない場合は、通路の末端 の付近の広さを<u>車椅子</u>の転回に 支障のないものとし、かつ、50 メートル以内ごとに<u>車椅子</u>が転 回することができる広さの場所 を設けた上で、120センチメート ル以上とすること。
 - イ ウに掲げる場合を除き、<u>車椅</u> 子使用者が通過する際に支障と なる段がないこと。

ウ (略)

- エ <u>縦断勾配</u>は、100分の5を超えないこと。ただし、地形の状況 その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8を超えないこと。
- オ <u>横断勾配</u>は、100分の1を超えないこと。ただし、地形の状況 その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2を超えないこと。

カ (略)

- キ 排水溝を設ける場合には、つ え及び<u>車椅子</u>のキャスターが落 ち込まない溝蓋を設けること。
- (3) 階段 (その踊場を含む。以下こ の表において同じ。) は、次に定め る構造とすること。

ア (略)

イ 手すりの端部の付近には、階 段の通ずる場所を示す点字を<u>貼</u> り付けること。

ウ~カ (略)

- (4) (略)
- (5) 傾斜路(階段又は段に代わり、 又はこれに併設するものに限る。)

- (2) 通路は、次に定める構造とすること。
 - ア 幅は、180センチメートル以上 とすること。ただし、地形の状 況その他の特別の理由によりや むを得ない場合は、通路の末端 の付近の広さを<u>事いす</u>の転回に 支障のないものとし、かつ、50 メートル以内ごとに<u>事いす</u>が転 回することができる広さの場所 を設けた上で、120センチメート ル以上とすること。
 - イ ウに掲げる場合を除き、<u>車い</u> <u>す使用者</u>が通過する際に支障と なる段がないこと。

ウ (略)

- エ <u>縦断勾配</u>は、100分の5を超えないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8を超えないこと。
- オ <u>横断勾配</u>は、100分の1を超えないこと。ただし、地形の状況 その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2を超えないこと。

カ (略)

- キ 排水溝を設ける場合には、つ え及び<u>車いす</u>のキャスターが落 ち込まない溝ふたを設けること。
- (3) 階段は、次に定める構造とすること。

ア (略)

イ 手すりの端部の付近には、階 段の通ずる場所を示す点字を<u>は</u> り付けること。

ウ~カ (略)

- (4) (略)
- (5) 傾斜路(階段又は段に代わり、 又はこれに併設するものに限る。)

は、次に定める構造とすること。 ア (略)

- イ <u>縦断勾配</u>は、100分の8を超 えないこと。
- ウ <u>横断勾配</u>は、設けないこと。エ~キ (略)
- (6) 高齢者、障害者等が転落するお それのある場所には、<u>柵</u>、注意喚 起用床材及び誘導用床材を適切に 組み合わせて床面に敷設したもの その他の高齢者、障害者等の転落 を防止するための設備が設けられ ていること。
- (7) (略)
- (8) <u>2の項から9の項まで</u>に定める 構造の公園施設のうちそれぞれ1 以上及び主要公園施設に接続して いること。

(略)

4 野外 劇場及 び野外 野外劇場又は野外音楽堂を設ける 場合には、次に定める構造とするこ と。

- 音楽堂 (1) (略)
 - (2) 出入口と次号に規定する<u>車椅子</u> 使用者用観覧スペース及び第4号 の便所との間の経路を構成する通 路は、次に定める構造とすること。 ア 幅は、120センチメートル以上 とすること。ただし、地形の状 況その他の特別の理由によりや むを得ない場合は、通路の末端 の付近の広さを<u>車椅子</u>の転回に 支障のないものとした上で、幅 を80センチメートル以上とする こと。
 - イ ウに掲げる場合を除き、<u>車椅</u> 子使用者が通過する際に支障と なる段がないこと。

ウ (略)

エ 縦断勾配は、100分の5を超えないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむ

- は、次に定める構造とすること。
- ア (略)
- イ <u>縦断勾配</u>は、100分の8を超 えないこと。
- ウ <u>横断勾配</u>は、設けないこと。エ~キ (略)
- (6) 高齢者、障害者等が転落するお それのある場所には、<u>さく</u>、注意 喚起用床材及び誘導用床材を適切 に組み合わせて床面に敷設したも のその他の高齢者、障害者等の転 落を防止するための設備が設けら れていること。
- (7) (略)
- (8) <u>2 の項から8 の項まで</u>に定める 構造の公園施設<u>水飲場又は手洗</u> <u>場</u>のうちそれぞれ1以上及び主要 公園施設に接続していること。

(略)

4 野外 劇場及 び野外 野外劇場又は野外音楽堂を設ける 場合には、次に定める構造とするこ と。

音楽堂

- (1) (略)
- (2) 出入口と次号に規定する<u>車いす</u>使用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。ア幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを<u>車いす</u>の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすること。
 - イ ウに掲げる場合を除き、<u>車い</u> <u>す使用者</u>が通過する際に支障と なる段がないこと。
 - ウ (略)
 - エ <u>縦断勾配</u>は、100分の5を超え ないこと。ただし、地形の状況 その他の特別の理由によりやむ

I	2 49 2	1 1			+ 41 + 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	を得ない場合は、100分の8を超				を得ない場合は、100分の8を超
	えないこと。				えないこと。
	オ <u>横断勾配</u> は、100分の1を超え				オ <u>横断勾配</u> は、100分の1を超え
	ないこと。ただし、地形の状況				ないこと。ただし、地形の状況
	その他の特別の理由によりやむ				その他の特別の理由によりやむ
	を得ない場合は、100分の2を超				を得ない場合は、100分の2を超
	えないこと。				えないこと。
	力 (略)				カ (略)
	キ 高齢者、障害者等が転落する				キ 高齢者、障害者等が転落する
	おそれのある場所には、柵、注				おそれのある場所には、 <u>さく</u> 、
					 注意喚起用床材及び誘導用床材
	適切に組み合わせて床面に敷設				を適切に組み合わせて床面に敷
	したものその他の高齢者、障害				設したものその他の高齢者、障
	者等の転落を防止するための設				害者等の転落を防止するための
	備が設けられていること。				設備が設けられていること。
	(3) 当該野外劇場又は当該野外音楽				(3) 当該野外劇場又は当該野外音楽
	堂の収容定員が200以下の場合は				堂の収容定員が200以下の場合は
	当該収容定員に50分の1を乗じて				当該収容定員に50分の1を乗じて
	得た数以上、収容定員が200を超え				得た数以上、収容定員が200を超え
	る場合は当該収容定員に100分の				る場合は当該収容定員に100分の
	1を乗じて得た数に2を加えた数				1を乗じて得た数に2を加えた数
	以上の次に定める構造の <u>車椅子使</u>				以上の次に定める構造の <u>車いす使</u>
	<u>用者用観覧スペース</u> を設けること。				用者が円滑に利用することができ
					る観覧スペース(以下「車いす使
					用者用観覧スペース」という。)を
					設けること。
	ア (略)				ア (略)
	イ <u>車椅子使用者</u> が利用する際に				イ <u>車いす使用者</u> が利用する際に
	支障となる段がないこと。				支障となる段がないこと。
	ウ <u>車椅子使用者</u> が転落するおそ				ウ <u>車いす使用者</u> が転落するおそ
	れのある場所には、柵その他の				れのある場所には、 <u>さく</u> その他
	車椅子使用者の転落を防止する				の車いす使用者の転落を防止す
	ための設備が設けられているこ				るための設備が設けられている
	٤.				ے کی
	(4) (略)				(4) (略)
5 (略)	(略)		5	(略)	(略)
6 水飲	水飲場又は手洗場を設ける場合		J	(""")	(PH)
場及び	が				
手洗場	者、障害者等の円滑な利用に適した				
	構造とすること。				
-		1 1	6	駐車	(1) 駐車場を設ける場合には、その

うち1以上に、当該駐車場の全駐 車台数が200以下の場合は当該駐 車台数に50分の1を乗じて得た数 以上、全駐車台数が200を超える場 合は当該駐車台数に100分の1を 乗じて得た数に2を加えた数以上 の1の表6の項第1号に定める基 準に適合する障害者等用駐車施設 を設けること。 (2) 障害者等用駐車施設は、公園の 出入口から当該障害者等用駐車施 設に至る経路の距離ができるだけ 短くなる位置に設けること。 (3) 障害者等用駐車施設へ通ずる公 園の出入口から障害者等用駐車施 設に至る駐車場内の通路は、1の 表5の項並びに同表9の項第2号 コ(ア)、(エ)及び(オ)に定める構造と すること。 8 掲示 (1) (略) 板及び (2) 整備基準に適合する便所若しく 標識 は障害者等用駐車施設の付近又は 車椅子使用者用便房の出入口に は、それぞれ、当該便所、障害者 等用駐車施設又は車椅子使用者用 便房があることを表示する標識を 設けること。 (3) (略) 案内板を設ける場合には、次に定 <u>9</u> 案内 板 める案内板を設けること。

4 駐車場に関する整備基準

整備項目 整 備 基 準 (略)

付近に設けること。

(1)~(3) (略)

(4) 1の項から8の項までに定める

構造の公園施設の配置を表示した

案内板を設ける場合は、そのうち

1以上は、1の項の規定により設

けられた園路及び広場の出入口の

場

うち1以上に、当該駐車場の全駐 車台数が200以下の場合は当該駐 車台数に50分の1を乗じて得た数 以上、全駐車台数が200を超える場 合は当該駐車台数に100分の1を 乗じて得た数に2を加えた数以上 の1の表6の項第1号に定める基 準に適合する車いす使用者用駐車 施設を設けること。

- (2) <u>車いす使用者用駐車施設</u>は、公園の出入口から当該<u>車いす使用者</u> 用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- (3) <u>車いす使用者用駐車施設</u>へ通ずる公園の出入口から<u>車いす使用者</u> 用駐車施設に至る駐車場内の通路は、1の表5の項並びに同表9の 項第2号コ(ア)、(エ)及び(オ)に定める構造とすること。
- 7 掲示 (1) (略)

板及び 標識

- (2)整備基準に適合する便所若しく は車いす使用者用駐車施設の付近 又は車いす使用者用便房の出入口 には、それぞれ、当該便所、車い す使用者用駐車施設又は車いす使 用者用便房があることを表示する 標識を設けること。
- (3) (略)

<u>8</u> 案内 板 案内板を設ける場合には、次に定める案内板を設けること。

(1)~(3) (略)

- (4) 1の項から7の項までに定める 構造の公園施設の配置を表示した 案内板を設ける場合は、そのうち 1以上は、1の項の規定により設 けられた園路及び広場の出入口の 付近に設けること。
- 4 駐車場に関する整備基準

整備項目 整 備 基 準 (略)

場

- 2 駐車 (1) 1の表6の項第1号に定める基 準に適合する障害者等用駐車施設 を1以上設けること。
 - (2) 整備基準に適合する障害者等用 駐車施設の付近には、当該障害者 等用駐車施設があることを表示す る標識を設けること。
 - (3) 障害者等用駐車施設は、1の項 に定める構造の出入口から当該障 害者等用駐車施設に至る経路の距 離ができるだけ短くなる位置に設 けること。

(略)

別表第4 (第5条、第7条、第10条関係)

区分図書 明示すべき事項

		別がすべき事項
建築物	(略)	
	配置図	1 (略)
		2 敷地内の通路の位置及び
		幅(当該通路が段、傾斜路
		若しくはその踊場又は排水
		溝を有する場合にあって
		は、それらの位置、幅及び
		勾配を含む。)並びに敷地内
		の通路に設けられる手す
		り、誘導用床材及び注意喚
		起用床材の位置
		3 • 4 (略)
		5 駐車場の位置、駐車場の
		うち <u>障害者等用駐車施設</u> の
		位置及び幅並びに駐車場の
		出入口から <u>障害者等用駐車</u>
		施設に至る駐車場内の通路
		の位置及び幅(当該通路が
		段又は傾斜路若しくはその
		踊場を有する場合にあって
		は、それらの位置、幅及び
		<u>勾配</u> を含む。)
		6 (略)
	各階平	$1 \sim 3$ (略)
	面図	4 傾斜路の位置、幅及び <u>勾</u>

場

- 2 駐車 (1) 1の表6の項第1号に定める基 準に適合する車いす使用者用駐車 施設を1以上設けること。
 - (2) 整備基準に適合する車いす使用 者用駐車施設の付近には、当該車 いす使用者用駐車施設があること を表示する標識を設けること。
 - (3) 車いす使用者用駐車施設は、1 の項に定める構造の出入口から当 該車いす使用者用駐車施設に至る 経路の距離ができるだけ短くなる 位置に設けること。

5 (略)

別表第3 (第5条、第7条、第10条関係)

区 分	図書	明示すべき事項
建築物	(略)	
	配置図	1 (略)
		2 敷地内の通路の位置及び
		幅(当該通路が段、傾斜路
		若しくはその踊場又は排水
		溝を有する場合にあっては、
		それらの位置、幅及び <u>勾配</u>
		を含む。)並びに敷地内の通
		路に設けられる手すり、誘
		導用床材及び注意喚起用床
		材の位置
		3・4 (略)
		5 駐車場の位置、駐車場の
		うち <u>車いす使用者用駐車施</u>
		<u>設</u> の位置及び幅並びに駐車
		場の出入口から <u>車いす使用</u>
		者用駐車施設に至る駐車場
		内の通路の位置及び幅(当
		該通路が段又は傾斜路若し
		くはその踊場を有する場合
		にあっては、それらの位置、
		幅及び <u>勾配</u> を含む。)
		6 (略)
	各階平	1~3 (略)
	面図	4 傾斜路の位置、幅及び <u>勾</u>

- 配(当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。)、傾斜路に設けられる手すり及び注意喚起用床材の位置
- 5 車椅子使用者用便房のある便所、オストメイトのための洗浄設備を設けた便房のある便所及び床置式の小便器、壁掛式の小便器でのからに類する小便器のある便所の位置並びに別表第1建築物の部16の項に別がる公共的施設において便所の出入口付近に設けられる男子用及び女子用の区別等を視覚障害者に示すための設備の位置
- 6 駐車場の位置、駐車場の うち<u>障害者等用駐車施設</u>の 位置及び幅並びに駐車場の 出入口から<u>障害者等用駐車</u> <u>施設</u>に至る駐車場内の通路 の位置及び幅(当該通路が 段又は傾斜路若しくはその 踊場を有する場合にあって は、それらの位置、幅及び <u>勾配</u>を含む。)
- 7 (略)
- 8 <u>別表第3の1の表11の項</u> に定める基準に適合する案 内板等の位置
- 9 (略)
- 10 客席の部分に設けられる 車椅子使用者が利用できる 区画の位置、幅及び奥行き 並びに客席の出入口から車 椅子使用者が利用できる区 画に至る通路の位置及び幅 (当該通路が段又は傾斜路 若しくはその踊場を有する 場合にあっては、それらの

- 配(当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。)、傾斜路に設けられる手すり及び注意喚起用床材の位置
- 5 <u>車い寸使用者用便房</u>のある便所、オストメイトのための洗浄設備を設けた便房のある便所及び床置式の小便器、壁掛式の小便器その他これらに類する小便器のある便所の位置並びに別表第1建築物の部16の項に掲げる公共的施設において便所の出入口付近に設けられる男子用及び女子用の区別等を視覚障害者に示すための設備の位置
- 6 駐車場の位置、駐車場の うち車いす使用者用駐車施 設の位置及び幅並びに駐車 場の出入口から車いす使用 者用駐車施設に至る駐車場 内の通路の位置及び幅(当 該通路が段又は傾斜路若し くはその踊場を有する場合 にあっては、それらの位置、 幅及び勾配を含む。)
- 7 (略)
- 8 <u>別表第2の1の表11の項</u> に定める基準に適合する案 内板等の位置
- 9 (略)
- 10 客席の部分に設けられる 車いす使用者が利用できる 区画の位置、幅及び奥行き 並びに客席の出入口から車 いす使用者が利用できる区 画に至る通路の位置及び幅 (当該通路が段又は傾斜路 若しくはその踊場を有する 場合にあっては、それらの

	構造詳	位置、幅及び <u>勾配</u> を含む。) 11 <u>別表第3の1の表15の項</u> に定める基準に適合する共 同浴室等の位置 12 <u>別表第3の1の表16の項</u> に定める基準に適合する更					構造詳	11 <u>別</u> に定る 同浴室 12 <u>別</u> に定る 衣室及 13 <u>別</u>	幅及び <u>勾配</u> を含む。) 長第2の1の表15の項 める基準に適合する共 医第2の1の表16の項 める基準に適合する更 ひびシャワー室の位置 長第2の1の表17の項 める基準に適合する客 位置 (略)
	細図	共同浴	縮尺及び共同浴室				細図	共同浴	縮尺及び共同浴室等
		室等	等及び <u>別表第3の1</u>					室等	及び <u>別表第2の1の</u>
			の表17の項第4号に						表17の項第4号に定
			定める客室に設けら						める客室に設けられ
		(略)	れる浴室の構造					(略)	る浴室の構造
(略)		((断	各)		(
公園	(略)				公 園 (略)				
	平面図	1 縮月				EE	平面図	1 縮月	マ、方位、敷地の境界
	Т		上地の高低、敷地の接				Т		上地の高低、敷地の接
			道路の位置、園路及び						道路の位置、園路及び
		広場主	並びに屋根付広場等の					広場主	並びに屋根付広場等の
		位置主	並びに <u>別表第3の3の</u>					位置並	並びに <u>別表第2の3の</u>
		表10	0項から5の項までに					表10)項から5の項までに
		定める	る基準に適合する公園					定める	る基準に適合する公園
		施設0	の出入口の位置及び幅					施設0	D出入口の位置及び幅
		(当該	亥出入口が段又は傾斜					(当割	亥出入口が段又は傾斜
		路若し	くはその踊場を有す					路若し	くはその踊場を有す
		る場合	合にあっては、それら					る場合	合にあっては、それら
		の位置	置及び幅を含む。)					の位置	置及び幅を含む。)
		2 園路	各及び広場の出入口に					2 園路	各及び広場の出入口に
		設けら	られる車止めの位置及					設けら	られる車止めの位置及
		び車」	上め相互間の間隔、園					び車」	上め相互間の間隔、園
			が広場の通路、階段及						が広場の通路、階段及
			料路の位置及び幅(当						料路の位置及び幅(当
		該通路、階段及び傾斜路に 踊場又は排水溝を有する場							格、階段及び傾斜路に
									スは排水溝を有する場
			らっては、それらの位						あっては、それらの位
		置及で	が幅を含む。)並びに園					置及で	が幅を含む。)並びに園

路及び広場に設けられる手 路及び広場に設けられる手 すり、柵、誘導用床材及び すり、さく、誘導用床材及 び注意喚起用床材の位置 注意喚起用床材の位置 (略) 3 (略) 4 野外劇場及び野外音楽堂 4 野外劇場及び野外音楽堂 の出入口と車椅子使用者用 の出入口と車いす使用者用 観覧スペース及び便所まで 観覧スペース及び便所まで の通路の位置、幅、縦断勾 の通路の位置、幅、縦断勾 配及び横断勾配(当該通路 配及び横断勾配(当該通路 が段又は傾斜路を有する場 が段又は傾斜路を有する場 合にあっては、その位置、 合にあっては、その位置、 幅、縦断勾配及び横断勾配 幅、縦断勾配及び横断勾配 を含む。)、当該通路に設け を含む。)、当該通路に設け られる柵、誘導用床材及び られるさく、誘導用床材及 注意喚起用床材の位置、車 び注意喚起用床材の位置、 椅子使用者用観覧スペース 車いす使用者用観覧スペー の位置、幅及び奥行き並び <u>ス</u>の位置、幅及び奥行き並 に当該車椅子使用者用観覧 びに当該車いす使用者用観 覧スペースに設けられるさ スペースに設けられる柵等 の位置 <u>く</u>等の位置 5 車椅子使用者用便房のあ 5 車いす使用者用便房のあ る便所、オストメイトのた る便所、オストメイトのた めの洗浄設備を設けた便房 めの洗浄設備を設けた便房 のある便所及び床置式の小 のある便所及び床置式の小 便器、壁掛式の小便器その 便器、壁掛式の小便器その 他これらに類する小便器の 他これらに類する小便器の ある便所の位置 ある便所の位置 6 駐車場のうち障害者等用 6 駐車場のうち車いす使用 駐車施設の位置及び幅並び 者用駐車施設の位置及び幅 に駐車場の出入口から障害 並びに駐車場の出入口から 者等用駐車施設へ至る通路 車いす使用者用駐車施設へ の位置及び幅(当該通路が 至る通路の位置及び幅(当 段、傾斜路若しくはその踊 該通路が段、傾斜路若しく 場又は排水溝を有する場合 はその踊場又は排水溝を有 にあっては、それらの位置 する場合にあっては、それ 及び幅を含む。) らの位置及び幅を含む。) (略) (略) 路外駐 (略) 路外駐 (略) 車場 車場 平面図 縮尺、方位、敷地の境界線、 平面図 縮尺、方位、敷地の境界線、 土地の高低、敷地の接する道 土地の高低、敷地の接する道 路の位置、出入口の位置及び 路の位置、出入口の位置及び

	幅並びに障害者等	等用駐車加	包設			幅並びに車いす		注.
	の位置及び幅					施設の位置及び輸	'虽	
(略)					(略)			
系) 整值	2 (その1)(第5条、第 備基準適合状況表(建築物		10条		係) 整(92(その1)(第5条、第 備基準適合状況表(建築 ⁴		i 1
(略)	to the state of th			Ī	(略)			Т
整備項目	条例の整備基準の内容	設計内	判		整備項目	条例の整備基準の内容	設計内	
		容	定				容	
(略)		T			(略)			
6 駐車					6 駐車			
場					場]	
障害者	(略)				車いす	(略)		
等用駐車	③障害者等用駐車施設				使用者用	③車いす使用者用駐車		
施設	から利用居室までの				駐車施設	施設から利用居室ま		
	経路ができるだけ短					での経路ができるだ		
	くなる位置に設置					け短くなる位置に設		
						置置		
7 エレ					7 エレ			Ī
ベータ					ベータ			
<u> </u>					<u> </u>			
	 (略)	l	L			(略)	J	J_
			,]]
	梅子使用者用便房、					車いす使用者用便		
	障害者等用駐車施設					房、車いす使用者用		
	がある階及び地上階					駐車施設がある階及		
	に停止					び地上階に停止		
	3 ② 	(略)				③かご及び昇降路の出	(略)	1-
	回覧 日の幅は、80cm以上	(単分)				<u> </u>	(日)	
	ロップ語は、OUCM火上							
	承鑑の届け 100…!!!	(四々)				上 (のかごの幅は 100cm	(m\langle)	<u> </u>
	④ <u>籠</u> の幅は、100cm以	(略)				④ <u>かご</u> の幅は、100cm	(略)	
		/m+\				以上	(m+)	<u> </u>
	⑤ <u>籠</u> の奥行きは、135cm	(略)				⑤ <u>かご</u> の奥行きは、	(略)	
	以上	1				135cm以上		

(略)

⑦<u>かご</u>内及び乗降ロビ

ーには、<u>車いす使用</u> <u>者</u>が利用しやすい位

置に制御装置を設置

⑧かご内には、戸の開

(略)

⑦<u>籠</u>内及び乗降ロビー

には、<u>車椅子使用者</u>

が利用しやすい位置 に制御装置を設置

⑧<u>籠</u>内には、戸の開閉

状態を確認できる鏡	閉状態を確認できる
を設置	鏡を設置
<u>⑨籠</u> 内に、停止予定階	<u> ⑨かご</u> 内に、停止予定
及び現在位置を表示	階及び現在位置を表
する装置を設置	示する装置を設置
⑩乗降ロビーに、到着	⑩乗降ロビーに、到着
する <u>籠</u> の昇降方向を	する <u>かご</u> の昇降方向
表示する装置を設置	を表示する装置を設
	置
① <u>籠</u> 内に、到着階及び	⑪ <u>かご</u> 内に、到着階及
戸の閉鎖を知らせる	び戸の閉鎖を知らせ
音声装置を設置(主	る音声装置を設置
として自動車の駐車	(主として自動車の
の用に供する施設に	駐車の用に供する施
設置するものを除	設に設置するものを
⟨。)	除く。)
②籠内及び乗降ロビー	⑩<u>かご</u>内及び乗降ロビ
の制御装置は、視覚	ーの制御装置は、視
障害者が円滑に操作	覚障害者が円滑に操
可能(主として自動	作可能(主として自
車の駐車の用に供す	動車の駐車の用に供
る施設に設置するも	する施設に設置する
のを除く。)	ものを除く。)
③籠内又は乗降ロビー	(3) <u>かご</u> 内又は乗降ロビ
に、到着する <u>籠</u> の昇	ーに、到着する <u>かご</u>
降方向を知らせる音	の昇降方向を知らせ
声装置を設置(主と	る音声装置を設置
して自動車の駐車の	(主として自動車の
用に供する施設に設	駐車の用に供する施
置するものを除く。)	設に設置するものを
	除く。)
(略)	(略)
9 主た	9 主た
る利用	る利用
経路	経路
(1) 主 (略)	(1) 主 (略)
たる ②利用居室から <u>車椅子</u>	たる ②利用居室から <u>車いす</u>
利用 使用者用便房までの	利用 使用者用便房までの
経路 経路	経路 経路
を 1 ③障害者等用駐車施設	を1 ③車いす使用者用駐車
以上 から利用居室までの	以上 <u>施設</u> から利用居室ま
	1 - 1 1 1

設け	経路			設け	での経路	
る経	(略)			る経	(略)	
路				路		
(略)				(略)		
(3) 主	(略)			(3) 主	(略)	
たる	③駅舎等を除く公共的	(略)		たる	③駅舎等を除く公共的	(略)
利用	施設にあっては、戸			利用	施設にあっては、戸	
経路	を設ける場合には、			経路	を設ける場合には、	
の出	車椅子使用者が容易			の出	車いす使用者が容易	
入口	に通過できる構造			入口	に通過できる構造	
	(略)				(略)	
	イ <u>車椅子使用者</u> が	(略)			イ <u>車いす使用者</u> が	(略)
	容易に通過できる				容易に通過できる	
	構造				構造	
(4) 主	I- (略)			(4) 主	(略)	J
たる	②階段又は傾斜路の上			たる	②階段又は傾斜路の上	
利用	端に近接する部分に			利用	端に近接する部分に	
経路	注意喚起用床材を敷			経路	注意喚起用床材を敷	
の廊	設 (勾配が20分の1			の廊	設(<u>勾配</u> 20分の1を	
下等	を超えない傾斜の上			下等	超えない傾斜の上端	
	端に近接する場合、				に近接する場合、高	
	高さが16cmを超え				さが16cmを超えず、	
	ず、かつ、 <u>勾配</u> が12				^{こう} かつ、 <u>勾配</u> が12分の	
	 分の1を超えない傾				 1を超えない傾斜の	
	斜の上端に近接する				上端に近接する場合	
	場合又は主として自				又は主として自動車	
	動車の駐車の用に供				の駐車の用に供する	
	する施設に設ける場				施設に設ける場合を	
	合を除く。)				除く。)	
	·····································				(略)	
	⑤末端の付近及び区間				⑤末端の付近及び区間]
	50m以内ごとに <u>車椅</u>				50m以内ごとに <u>車い</u>	
	子の転回に支障がな				すの転回に支障がな	
	い場所を設置				— い場所を設置	
	(略)				(略)	
	⑦駅舎等を除く公共的	(略)			⑦駅舎等を除く公共的	(略)
	施設にあっては、戸	/			施設にあっては、戸	7
	を設ける場合には、				を設ける場合には、	
	車椅子使用者が容易				車いす使用者が容易	
	に通過できる構造				に通過できる構造	
	(略)				(略)	J

	イ <u>車椅子使用者</u> が	(略)			イ <u>車いす使用者</u> が	(略)
	容易に通過できる				容易に通過できる	
	構造				構造	
	(略)		1		(略)	J
(5) 主	 ①手すりを設置(傾斜		r	(5) 主	①手すりを設置(傾斜	
たる	路の <u>勾配</u> が12分の 1			たる	_{こう} 路の <u>勾配</u> が12分の 1	
利用	を超え、又は高さが			利用	を超え、又は高さが	
経路	 16cmを超える部分)			経路	16cmを超える部分)	
の傾	(略)	l	1	の傾	(略)	J
斜路	 ④傾斜がある部分の上		[斜路	④傾斜がある部分の上	
	端に近接する踊場に				端に近接する踊場に	
	注意喚起用床材を敷				注意喚起用床材を敷	
	設(<u>勾配が</u> 20分の 1				_{こう} 設(<u>勾配</u> 20分の1を	
	を超えない傾斜の上				超えない傾斜の上端	
	端に近接する場合、				に近接する場合、高	
	高さが16cmを超え				さが16cmを超えず、	
	ず、かつ、 <u>勾配</u> が12				かつ、 <u>勾配</u> が12分の	
	分の1を超えない傾				1を超えない傾斜の	
	斜の上端に近接する				上端に近接する場合	
	場合又は主として自				又は主として自動車	
	動車の駐車の用に供				の駐車の用に供する	
	する施設に設ける場				施設に設ける場合を	
	合を除く。)				除く。)	
	(略)				(略)	' -
	⑦ <u>勾配</u> は、12分の1以	(<u>勾配</u>)			う ⑦ <u>勾配</u> は、12分の1以	^{こう} (<u>勾配</u>)
	 下(傾斜路の高さが				 下(傾斜路の高さが	
	16cm以下の場合は、				16cm以下の場合は、	
	8分の1以下)				8分の1以下)	
	(略)	L = = = = = = =	1 = = = =		(略)	J
(6) 駅	(略)			(6) 駅	(略)	
舎等			-	舎等	② <u>かご</u> は、利用居室、	
を除	<u>椅子使用者用便房</u> 、			を除	車いす使用者用便	
く公	障害者等用駐車施設			く公	房、車いす使用者用	
共的	のある階及び地上階			共的	<u></u> 駐車施設のある階及	
施設	に停止			施設	び地上階に停止	
の主	 ③ <u>籠</u> 及び昇降路の出入	(略)	t	の主	 ③ <u>かご</u> 及び昇降路の出	(略)
たる	口の幅は、80cm以上			たる	入口の幅は、80cm以	
利用				利用	上	
経路		(略)	 	経路	 ④ <u>かご</u> の奥行きは、	(略)
のエ	以上	(MI)		のエ	<u>がこ</u> の英行さな、 135cm以上	(=47
0)1					1000m/_	1

ータ	⑥籠内及び乗降ロビー			ータ	⑥ <u>かご</u> 内及び乗降ロビ		
_	には、 <u>車椅子使用者</u>			_	ーには、 <u>車いす使用</u>		
(用	が利用しやすい位置			(用	者が利用しやすい位		
途面	に制御装置を設置			途面	置に制御装置を設置		
積	⑦ <u>籠</u> 内には、戸の開閉			積	⑦ <u>かご</u> 内には、戸の開		
2,000	大態を確認できる鏡			2,000	 閉状態を確認できる		
m²以	を設置			m²以	鏡を設置		
上の	8 艦内に、停止予定階			上の	⑧かご内に、停止予定		
もの	 及び現在位置を表示			もの	<u></u> 階及び現在位置を表		
に設	する装置を設置			に設	示する装置を設置		
置す	 ⑨乗降ロビーに、到着			置す	⑨乗降ロビーに、到着		
る場	する <u>籠</u> の昇降方向を			る場	する <u>かご</u> の昇降方向		
合)	表示する装置を設置			合)	を表示する装置を設		
					置		
	<u>⑩</u> 籠内に、到着階及び				⑩ <u>かご</u> 内に、到着階及	-	
	戸の閉鎖を知らせる				び戸の閉鎖を知らせ		
	音声装置を設置(主				る音声装置を設置		
	として自動車の駐車				(主として自動車の		
	の用に供する施設に				駐車の用に供する施		
	設置するものを除				設に設置するものを		
	< 。)				除く。)		
	⑪ <u>籠</u> 内及び乗降ロビー				⑪ <u>かご</u> 内及び乗降ロビ		
	の制御装置は、視覚				ーの制御装置は、視		
	障害者が円滑に操作				覚障害者が円滑に操		
	可能(主として自動				作可能(主として自		
	車の駐車の用に供す				動車の駐車の用に供		
	る施設に設置するも				する施設に設置する		
	のを除く。)				ものを除く。)]
	⑫籠内又は乗降ロビー				⑫ <u>かご</u> 内又は乗降ロビ		
	に到着する <u>籠</u> の昇降				ーに到着する <u>かご</u> の		
	方向を知らせる音声				昇降方向を知らせる		
	装置を設置(主とし				音声装置を設置(主		
	て自動車の駐車の用				として自動車の駐車		
	に供する施設に設置				の用に供する施設に		
	するものを除く。)				設置するものを除		
					<。)		
	⑬ <u>籠</u> の幅は、140cm以	(略)			③ <u>かご</u> の幅は、140cm	(略)	
	上(共同住宅、寄宿				以上(共同住宅、寄		
	舎又は下宿にあって				宿舎又は下宿にあっ		
	は、100cm以上)				ては、100㎝以上)		
	⑭ <u>籠</u> は、 <u>車椅子</u> の転回				⑭ <u>かご</u> は、 <u>車いす</u> の転		

	に支障がない構造					回に支障がない構造	
	<u>い籠</u> 内には、手すりを					<u>⑮かご</u> 内には、手すり	
	設置					を設置	
	16 <u>籠</u> の出入口には、光					⑩かごの出入口には、	
	電式等の乗降者検出					光電式等の乗降者検	
	装置を設置					出装置を設置	
(7) 駅	(略)		1		(7) 駅	(略)	
舎等	 ②籠は、利用居室、車		T		舎等	②かごは、利用居室、	
の主	一 				の主	—— 車いす使用者用便	
たる	障害者等用駐車施設				たる	房、車いす使用者用	
利用	のある階及び地上階				利用	駐車施設のある階及	
経路	に停止				経路	び地上階に停止	
のエ	③ 籠及び昇降路の出入	(略)			のエ	③ <u>かご</u> 及び昇降路の出	(略)
レベ	口の幅は、80cm以上				レベ	入口の幅は、80cm以	
ータ					ータ	上	
!	④ <u>籠</u> の奥行きは、135cm	(略)			_	④ <u>かご</u> の奥行きは、	(略)
ļ	以上					135cm以上	
	(略)					(略)	
	⑥ <u>籠</u> 内及び乗降ロビー					⑥ <u>かご</u> 内及び乗降ロビ	
ļ	には、 <u>車椅子使用者</u>					ーには、 <u>車いす使用</u>	
ļ	が利用しやすい位置					<u>者</u> が利用しやすい位	
ļ	に制御装置を設置					置に制御装置を設置	
	⑦ 艦内に、停止予定階					⑦ <u>かご</u> 内に、停止予定	
ļ	及び現在位置を表示					階及び現在位置を表	
	する装置を設置					示する装置を設置	
	⑧乗降ロビーに、到着					⑧乗降ロビーに、到着	
	する <u>籠</u> の昇降方向を					する <u>かご</u> の昇降方向	
	表示する装置を設置					を表示する装置を設	
						置	
	⑨ <u>籠</u> 内に、到着階及び					⑨ <u>かご</u> 内に、到着階及	
	戸の閉鎖を知らせる					び戸の閉鎖を知らせ	
	音声装置を設置(主					る音声装置を設置	
	として自動車の駐車					(主として自動車の	
	の用に供する施設に					駐車の用に供する施	
	設置するものを除					設に設置するものを	
	< 。)					除く。) 	
	⑩籠内及び乗降ロビー					⑩ <u>かご</u> 内及び乗降ロビ	
	の制御装置は、視覚					一の制御装置は、視	
	障害者が円滑に操作					覚障害者が円滑に操	
	可能(主として自動					作可能(主として自	
	車の駐車の用に供す					動車の駐車の用に供	

のを除く。) ① <u>能</u> 内又は乗降ロビー に到着する <u>施</u> の昇降 方向を知らせる音声 装置を設置(主とし て自動車の駐車の用 に供する施設に設置 するものを除く。) ② <u>能</u> の幅は、140cm以 上(<u>能</u> の出入口が複 数あり、開閉する出 入口を音声で知らせ る場合にあっては、100cm以上) ③ <u>能</u> 内に、鏡を設置(<u>施</u> の出入口が複数あり、開閉する出入口が複数あり、開閉する出入口が複数あり、開閉する出入口が複数あり、開閉する出入口が複数あり、開閉する出入口が複数あり、開閉する出入口が複数あり、開閉する出入口が複数あり、開閉する出入口が複数あり、開閉する出入口が複数あり、開閉する出入口が複数あり、開閉する出入口が複数あり、開閉する出入口が複数あり、開閉する出入口が複数あり、開閉する出入口が複数あり、開閉する出入口の正が更な関係を設める。) ④ <u>修</u> 及び昇降路の出入口の戸にガラス戸等をはめ込むこと又は <u>億</u> 外及び <u>能</u> 外及び <u>能</u> 内に画像	
 に到着する<u>施の</u>昇降 方向を知らせる音声 装置を設置 (主として自動車の駐車の用に供する施設に設置するものを除く。) ②<u>離</u>の幅は、140cm以 (略) 上 (<u>籬</u>の出入口が複数あり、開閉する出入口を音声で知らせる場合にあっては、100cm以上) ③<u>館</u>内に、鏡を設置(<u>籠</u>の出入口が複数あり、開閉する出入口が複数あり、開閉する出入口が複数あり、開閉する出入口が複数あり、開閉する出入口が複数あり、開閉する出入口が複数あり、開閉する出入口が複数あり、開閉する出入口が複数あり、開閉する出入口が複数あり、開閉する出入口が複数あり、開閉する出入口を音声で知らせる場合を除く。) ④<u>値</u>及び昇降路の出入口の戸にガラス戸等をはめ込むこと又は 	
方向を知らせる音声 装置を設置 (主として自動車の駐車の用に供する施設に設置するものを除く。) ② 鑑の幅は、140cm以上(略) 上(鑑の出入口が複数あり、開閉する出入口を音声で知らせる場合にあっては、100cm以上) ③ 鑑内に、鏡を設置(鑑力に、鏡を設置(の出入口が複数あり、開閉する出入口を音声で知らせる場合にあっては、100cm以上) (100cm以上)	
接置を設置 (主として自動車の駐車の用に供する施設に設置するものを除く。) ②鑑の幅は、140cm以上(略) 上(艦の出入口が複数あり、開閉する出入口を音声で知らせる場合にあっては、100cm以上) ③鑑内に、鏡を設置(鑑の出入口が複数あり、開閉する出入口を音声で知らせる場合にあっては、100cm以上) ④鑑内に、鏡を設置(鑑の出入口が複数あり、開閉する出入口を音声で知らせる場合にあっては、100cm以上) ④鑑内に、鏡を設置(数の出入口が複数あり、開閉する出入口を音声で知らせる場合を除く。) ④鑑及び昇降路の出入口の戸にガラス戸等をはめ込むこと又は	
て自動車の駐車の用に供する施設に設置するものを除く。) として自動車の駐車の用に供する施設に設置するものを除く。) ②離の幅は、140cm以上(略) (略) 上(離の出入口が複数あり、開閉する出入口を音声で知らせる場合にあっては、100cm以上) る出入口を音声で知らせる場合にあっては、100cm以上) ③離内に、鏡を設置(離の出入口が複数あり、開閉する出入口を音声で知らせる場合を除く。) (かごの出入口が複数あり、開閉する出入口を音声で知らせる場合を除く。) ④を除く。) (動産及び昇降路の出入口の戸にガラス戸等をはめ込むこと又は	
に供する施設に設置するものを除く。) の用に供する施設に設置するものを除く。) ② <u>縮</u> の幅は、140cm以 (略) (<u>かご</u> の幅は、140cm 以上 (<u>かご</u> の出入口が複数あり、開閉する出入口を音声で知らせる場合にあっては、100cm以上) ③ <u>縮</u> 内に、鏡を設置(<u>額</u> の出入口が複数あり、開閉する出入口を音声で知らせる場合を除く。) (<u>かご</u> の出入口が複数あり、開閉する出入口を音声で知らせる場合を除く。) ④ <u>衛</u> 及び昇降路の出入口の戸にガラス戸等をはめ込むこと又は (<u>銀かご</u> 及び昇降路の出入口の戸にガラス戸等をはめ込むこと又	
世 (略) と (を) と (で) ででの (で) です。 できます。 では、140cm以上 (を) です。 です。 できます。 で知らせる場合にあっては、100cm以上) ででの は、100cm以上) での にが での は、100cm以上) では、100cm以上) には、100cm、100cm、100cm、100cm、100cm、100cm、100cm、100cm、100cm、100cm、	
(略) (略) (略) (型かごの幅は、140cm (略) 以上 (鑑の出入口が複数あり、開閉する出 入口を音声で知らせる場合にあっては、100cm以上) (②金のに、鏡を設置(鑑の出入口が複数あり、開閉する出入口が複数あり、開閉する出入口が複数あり、開閉する出入口が複数あり、開閉する出入口が複数あり、開閉する出入口が複数あり、開閉する出入口が複数あり、開閉する出入口を音声で知らせる場合を除く。) (④金の戸にガラス戸等をはめ込むこと又は 等をはめ込むこと又	
②籠の幅は、140cm以上(鼈) (略) 上(籠の出入口が複数あり、開閉する出入口を音声で知らせる場合にあっては、100cm以上) る出入口を音声で知らせる場合にあっては、100cm以上) ③艫内に、鏡を設置(艫の出入口が複数あり、開閉する出入口を音声で知らせる場合を除く。) (かごの出入口が複数あり、開閉する出入口を音声で知らせる場合を除く。) (少変の出入口が複数あり、別別する出入口を音声で知らせる場合を除く。) (かごの出入口が複数あり、開閉する出入口を音声で知らせる場合を除く。) (金融ので昇降路の出入口の戸にガラス戸等をはめ込むこと又は (地かご及び昇降路の出入口の戸にガラス戸等をはめ込むこと又	
上(籠の出入口が複数あり、開閉する出入口を音声で知らせる場合にあっては、100cm以上) る出入口を音声で知らせる場合にあっては、100cm以上) ③艦内に、鏡を設置(籠の出入口が複数あり、開閉する出入口を音声で知らせる場合を除く。) (かごの出入口が複数あり、開閉する出入口を音声で知らせる場合を除く。) ④を除く。) (項盤及び昇降路の出入口の戸にガラス戸等をはめ込むこと又は	
数あり、開閉する出 入口を音声で知らせ る場合にあっては、 100cm以上)が複数あり、開閉する出入口を音声で知らせる場合にあっては、100cm以上)③ 2 10 10 10 10 10 	
入口を音声で知らせる場合にあっては、100cm以上)る出入口を音声で知らせる場合にあっては、100cm以上)③ 鑑内に、鏡を設置(籠の出入口が複数あり、開閉する出入口を音声で知らせる場合を除く。)(かごの出入口が複数あり、開閉する出入口が複数あり、開閉する出入口が複数あり、開閉する出入口を音声で知らせる場合を除く。)④ 鑑及び昇降路の出入口の戸にガラス戸等をはめ込むこと又は(本の戸にガラス戸等をはめ込むこと又	
る場合にあっては、 100cm以上)らせる場合にあって は、100cm以上)③ 2 3 2 3 6 6 6 7 6 7 7 8 9 <br< td=""><td></td></br<>	
100cm以上) は、100cm以上) は かご内に、鏡を設置 (かごの出入口が複数あり、開閉する出入口を音声で知らせる場合を除く。) な場合を除く。) な場合を除く。) は かご及び昇降路の出入口の戸にガラス戸等をはめ込むことと又は 等をはめ込むこと又	
③ <u>能</u> 内に、鏡を設置(<u>能</u> (<u>かご</u> の出入口が複数あり、開閉する出入口が複数あり、開閉する出入口を音声で知らせる場合を除く。) ・ の 世入口が複数あり、開閉する出入口を音声で知らせる場合を除く。) (<u>かご</u> の出入口が複数あり、開閉する出入口を音声で知らせる場合を除く。) ・ の を除く。) (<u>かご</u> 及び昇降路の出入口の戸にガラス戸をはめ込むこと又は	
の出入口が複数あり、開閉する出入口を音声で知らせる場合を除く。) (かごの出入口が複数あり、開閉する出入口を音声で知らせる場合を除く。) (独置及び昇降路の出入口の戸にガラス戸等をはめ込むこと又は (かご及び昇降路の出入口の戸にガラス戸等をはめ込むこと又	
り、開閉する出入口 数あり、開閉する出 を音声で知らせる場合を除く。) る場合を除く。) (単値及び昇降路の出入口の戸にガラス戸等をはめ込むこと又は 第をはめ込むこと又	
を音声で知らせる場合を除く。) 入口を音声で知らせる場合を除く。) (4) 1 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)	
合を除く。) る場合を除く。) ④ 0 ④ 0 塩 0 0 0 <t< td=""><td></td></t<>	
(4) 値及び昇降路の出入 (4) かご及び昇降路の出入 ロの戸にガラス戸等 大口の戸にガラス戸等 をはめ込むこと又は 等をはめ込むこと又	
ロの戸にガラス戸等 入口の戸にガラス戸 をはめ込むこと又は 等をはめ込むこと又	
をはめ込むこと又は	
<u>籠</u> 外及び <u>籠</u> 内に画像 は <u>かご</u> 外及び <u>かご</u> 内	
を表示する設備を設 に画像を表示する設	
置 備を設置	
⑤ 億 (5) 15 かご内に、手すりを	
置	
⑩艦及び昇降路の出入 ⑩かご及び昇降路の出	
口の戸の開閉時間の 入口の戸の開閉時間	
延長機能を有するこの延長機能を有する	
と。	
(略)	
(9) 駅 (略) (9) 駅 (略)	
舎等 イ 踏み段の面が車 舎等 イ 踏み段の面が車	
の主	
たるのために必要な広たのために必要な広	
利用 さがあり、かつ、 利用 さがあり、かつ、	
経路 車止めが設置され 経路 車止めが設置され	
のエ ていること。 のエ ていること。	

スカ				スカ		
レー				レー		
ター				ター		
(略)	L	l	l	(略)	I	JJJ
(11)	(略)			(11)	(略)	
主た	``='. ⑦50m以内ごとに車椅		T	主た]
る利	子の転回に支障がな			る利	<u>す</u> の転回に支障がな	
用経	い場所を設置			用経	い場所を設置	
路の	⑧戸を設ける場合に	(略)		路の	⑧戸を設ける場合に	(略)
敷地	は、車椅子使用者が	, , , , ,		敷地	は、車いす使用者が	,
内の	容易に通過できる構			内の	容易に通過できる構	
通路	造			通路	造	
					 ⑨排水溝につえ及び <u>車</u>	}
	<u>椅子</u> のキャスターが				<u>いす</u> のキャスターが	
	落ち込まない <u>溝蓋</u> を				落ち込まない <u>溝ふた</u>	
	設置				を設置	
(12)	①手すりを設置(傾斜			(12)	①手すりを設置(傾斜	
主た	路の <u>勾配</u> が12分の 1			主た	路の <u>勾配</u> が12分の 1	
る利	を超え、又は高さが			る利	を超え、又は高さが	
用経	16cmを超える部分)			用経	16cmを超える部分)	
路の	(略)			路の	(略)	
敷地	⑤ <u>勾配</u> は、12分の1以	(<u>勾配</u>)		敷地	^{こう} ⑤ <u>勾配</u> は、12分の1以	^{こう} (<u>勾配</u>)
内の	下(傾斜路の高さが			内の	下(傾斜路の高さが	
通路	16cm以下の場合は、			通路	16cm以下の場合は、	
の傾	8分の1以下)			の傾	8分の1以下)	
斜路	(略)	L	L	斜路	(略)	J
10 標識				10 標識		
便所、	①整備基準に適合する			便所、	①整備基準に適合する	
障害者等	便所、 <u>障害者等用駐</u>			車いす使	便所、 <u>車いす使用者</u>	
用駐車施	車施設、エレベータ			用者用駐	用駐車施設、エレベ	
<u>設</u> 、エレ	一若しくはエスカレ			車施設、	ーター若しくはエス	
ベータ	ーターの付近又は駅			エレベー	カレーターの付近又	
ー、エス	舎等における <u>車椅子</u>			ター、エ	は駅舎等における <u>車</u>	
カレータ	<u>使用者用便房</u> の出入			スカレー	いす使用者用便房の	
ー又は <u>車</u>	口に、それぞれ、当			ター又は	出入口に、それぞれ、	
椅子使用	該便所、 <u>障害者等用</u>			車いす使	当該便所、 <u>車いす使</u>	
者用便房	駐車施設、エレベー			用者用便	用者用駐車施設、エ	
があるこ	ター、エスカレータ			<u>房</u> がある	レベーター、エスカ	
とを表示	ー又は <u>車椅子使用者</u>			ことを表	レーター又は <u>車いす</u>	
する標識	<u>用便房</u> があることを			示する標	<u>使用者用便房</u> がある	
	表示する標識を設置			識	ことを表示する標識	

	l (略)	 l
	(哈)	
11 案内		
板等		
(1) 案	①整備基準に適合する	
内板	便所、 <u>障害者等用駐</u>	
の構	<u>車施設</u> 、エレベータ	
造	一又はエスカレータ	
	ーの配置を表示した	
	案内板その他の設備	
	を設置(当該便所、	
	障害者等用駐車施	
	<u>設</u> 、エレベーター若	
	しくはエスカレータ	
	ーの配置を容易に視	
	認できる場合又は公	
	共的施設の管理者等	
	が常時勤務する受付	
	等から出入口を容易	
	に視認でき、かつ、	
	道等から出入口まで	
	の経路が12(2)の基	
	準に適合する場合を	
	除く。)	
	(略)	

	を設置		
	(略)	'	
11 案内			
板等			
(1) 案	①整備基準に適合する		
内板	便所、 <u>車いす使用者</u>		
の構	用駐車施設、エレベ		
造	ーター又はエスカレ		
	ーターの配置を表示		
	した案内板その他の		
	設備を設置(当該便		
	所、 <u>車いす使用者用</u>		
	駐車施設、エレベー		
	ター若しくはエスカ		
	レーターの配置を容		
	易に視認できる場合		
	又は公共的施設の管		
	理者等が常時勤務す		
	る受付等から出入口		
	を容易に視認でき、		
	かつ、道等から出入		
	口までの経路が		
	12(2)の基準に適合		
	する場合を除く。)		
	(略)		
(略)			

第1号様式の2 (その3)(第5条、第7条、第10条 関係)

整備基準適合状況表 (公園)

(略)

整備項目	条例の整備基準の内容	設計内	判	
		容	定	
1 園路				
及び広				
場				
(1) 出	(略)			
入口	④ <u>車椅子使用者</u> が通過			
	する際に支障となる段			
	を設けないこと(傾斜			
	路を併設する場合を除			

第1号様式の2 (その3)(第5条、第7条、第10条 関係)

整備基準適合状況表 (公園)

(略)

(
整備項目	条例の整備基準の内容	設計内	判
		容	定
1 園路			
及び広			
場			
(1) 出	(略)		
入口	④車いす使用者が通過		
	する際に支障となる段		
	を設けないこと(傾斜		
	路を併設する場合を除		

(2) 通	①幅は、180cm以上 (地				(2) 通	①幅は、180cm以上 (地	
路	形の状況その他の特別の理力によります。				路	形の状況その他の特別の理力によります。	
	別の理由によりやむ					別の理由によりやむ	
	を得ない場合は、通					を得ない場合は、通	
	路の末端の付近の広					路の末端の付近の広	
	さを <u>車椅子</u> の転回に					さを <u>車いす</u> の転回に	
	支障のないものと					支障のないものと	
	し、かつ、50m以内					し、かつ、50m以内	
	ごとに <u>車椅子</u> が転回					ごとに <u>車いす</u> が転回	
	することができる広					することができる広	
	さの場所を設けた上					さの場所を設けた上	
	で、120cm以上)					で、120cm以上)	
	② <u>車椅子使用者</u> が通過					②車いす使用者が通過	
	する際に支障となる					する際に支障となる	
	段を設けないこと					段を設けないこと	
	(傾斜路を併設する					(傾斜路を併設する	
	場合を除く。)。					場合を除く。)。	
	③縦断勾配は、100分	(<u>勾配</u>)				③縦断勾配は、100分	こう (<u>勾配</u>)
	の5以下(地形の状					の5以下(地形の状	
	況その他の特別の理					況その他の特別の理	
	由によりやむを得な					由によりやむを得な	
	い場合は、100分の					い場合は、100分の	
	8以下)					8以下)	
	④横断勾配は、100分	(<u>勾配</u>)				④ <u>横断勾配は、100分</u>	こう (<u>勾配</u>)
	の1以下(地形の状					の1以下(地形の状	
	況その他の特別の理					況その他の特別の理	
	由によりやむを得な					由によりやむを得な	
	い場合は、100分の					い場合は、100分の	
	2以下)					2以下)	
	(略)	L	L			(略)	J
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
	え及び車椅子のキャ					つえ及び車いすのキ	
	スターが落ち込まな					ャスターが落ち込ま	
	いものを設置					ないものを設置	
 (3) 階	(略)	I			(3) 階	(略)	J
段					段	②手すりの端部の付近	
	に階段の通ずる場所					に階段の通ずる場所	
	を示す点字を貼り付					を示す点字をはり付	
	せかり点子を <u>貼りり</u> けること。					セポリホテセ <u>はり刊</u> <u>ける</u> こと。	
	<u>かる</u> こと。 (略)	l	l			<u>がる</u> こと。 (略)]

(4) 階	(略)			(4) 階	(略)		
段又	②縦断勾配は、100分	(<u>勾配</u>)		段又	② <u>縦断勾配</u> は、100分	こう (<u>勾配</u>)	
は段	の8以下			は段	の8以下		
に代	③ <u>横断勾配</u> は、設けな			に代	こう ③ <u>横断勾配</u> は、設けな		
わ	いこと。			わ	いこと。		
り、		l	l	り、	 (略)	J	J
又は	(,)			又は	(, 1,		
これ				これ			
に併				に併			
設す				設す			
る傾				る傾			
斜路			_T	斜路		1	,
(5) 注	①高齢者、障害者等が			(5) 注	①高齢者、障害者等が		
意喚	転落するおそれのあ			意喚	転落するおそれのあ		
起用	る場所に、 <u>柵</u> 、注意			起用	る場所に、 <u>さく</u> 、注		
床	喚起用床材及び誘導			床	意喚起用床材及び誘		
材、	用床材を適切に組み			材、	導用床材を適切に組		
誘導	合わせて床面に敷設			誘導	み合わせて床面に敷		
用床	したものその他の高			用床	設したものその他の		
材等	齢者、障害者等の転			材等	高齢者、障害者等の		
	落を防止するための				転落を防止するため		
	設備を設置				の設備を設置		J
	(略)	,	r		(略)	1	,
(6) 公	「2」から「 <u>10</u> 」ま			(6) 公	「2」から「 <u>9</u> 」ま		
園施	での公園施設のうちそ			園施	での公園施設 <u>、水飲場</u>		
設と	れぞれ1以上及び主要			設と	<u>又は手洗場</u> のうちそれ		
の接	公園施設に接続してい			の接	ぞれ1以上及び主要公		
続	ること。			続	園施設に接続している		
					こと。		
(略)				(略)		T	
6 (略)				6 (略)			
7 水飲	水飲場又は手洗場を	(設置					
場及び	設ける場合は、そのう	数)					
手洗場	ち1以上のものは、高	箇所					
	齢者、障害者等の円滑						
	な利用に適した構造						
8 駐車				7 駐車			
場				場			
(1) <u>障</u>	(略)			(1) <u>車</u>	(略)	,	
<u>害者</u>	3公園の出入口から <u>障</u>			いす	③公園の出入口から <u>車</u>]
<u>等用</u>	害者等用駐車施設ま			使用	いす使用者用駐車施		
1			1 11	ı - 1	, may 14 page 1 /4 page	I	ı l

(略)	L	l	1	(略)	l	IJ_
10 (略)	(147)			9 (略)	VIH /	
	(略)	l	l		- 識を設置 (略)	lJ_
	示する標識を設置				ることを表示する標	
	<u>便房</u> があることを表				<u>す使用者用便房</u> があ	
	又は <u>車椅子使用者用</u>				用駐車施設又は車い	
	障害者等用駐車施設				便所、 <u>車いす使用者</u>	
	れぞれ、当該便所、				に、それぞれ、当該	
	<u>便房</u> の出入口に、そ				者用便房の出入口	
	又は <u>車椅子使用者用</u>				付近又は <u>車いす使用</u>	
	等用駐車施設の付近				使用者用駐車施設の	
識	便所若しくは <u>障害者</u>			識	便所若しくは <u>車いす</u>	
(2) 標	①整備基準に適合する			(2) 標	①整備基準に適合する	
(略)	F	r	r	(略)	,	
標識		l		標識		
板及び				板及び		
9 掲示				8 掲示		
	いものを設置				ないものを設置	
	スターが落ち込まな				ャスターが落ち込ま	
	え及び <u>車椅子</u> のキャ				つえ及び <u>車いす</u> のキ	
	⑤排水溝の <u>溝蓋</u> は、つ				⑤排水溝の溝ふたは、	
	(略)	,	_T		(略)	
	以下)	L	L	路	以下)	
哈	場合は、8分の1			の通路	場合は、8分の1	
の囲路	高さが16cm以下の			まで	高さが16cm以下の	
まで の通	1以下(傾斜路の			<u>施設</u>	1以下(傾斜路の	
<u>施設</u>	オ <u>勾配</u> は、12分の	(<u>勾配</u>)		駐車	オ <u>勾配</u> は、12分の	(<u>勾配</u>)
<u>駐車</u>	(略)		_Ī	者用	(略) _{こう}	<u></u> -
<u>等用</u>	分) 	l		<u>使用</u>	分) ·	
<u>害者</u>	16cmを超える部			<u>いす</u>	16cmを超える部	
ら <u>障</u>	え、又は高さが			ら <u>車</u>	え、又は高さが	
口か	が12分の1を超			口か	が12分の1を超	
出入	(傾斜路の <u>勾配</u>			出入	(傾斜路の <u>勾配</u>	
園の	ア 手すりを設置			園の	アー手すりを設置	
(2) 公	(略)	r	_T	(2) 公	(略)	1-
	置 		L	施設	に設置 ·	
施設	け短くなる位置に設			駐車	るだけ短くなる位置	
駐車	での経路ができるだ			<u>者用</u>	<u>設</u> までの経路ができ	

関	関係)				関係)						
	整備基準適合状況表 (駐車場)					整備基準適合状況表(駐車場)					
	(略)				(略)						
	整備項目	条例の整備基準の内容	設計内	判		整備項目	条例の整備基準の内容	設計内	判		
			容	定				容	定		
-	(略)				(略)						
ŀ	2 駐車					2 駐車					
	場					場					
	障害者 (略)					車いす	いす (略)				
	等用駐車	③整備基準に適合する				使用者用	③整備基準に適合する				
	施設	障害者等用駐車施設				駐車施設	車いす使用者用駐車				
		の付近に当該 <u>障害者</u>					施設の付近に当該車				
		<u>等用駐車施設</u> がある					いす使用者用駐車施				
		ことを表示する標識					<u>設</u> があることを表示				
		を設置					する標識を設置				
		④「1」の出入口から					④「1」の出入口から				
		障害者等用駐車施設					車いす使用者用駐車				
		までの経路ができる					<u>施設</u> までの経路がで				
		だけ短くなる位置に					きるだけ短くなる位				
		設置					置に設置				
•											

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第1建築物の部12の項第15号の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の別表第2の1の表1の項各号列記以外の部分の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同項各号列記以外の部分の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分を設けることができる。
- 3 この規則による改正後の別表第2の1の表1の項各号列記以外の部分の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同項第1号の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この規則による改正後の別表第2の1の表1の項第1号の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を1メートルまで縮小することができる。
- 5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、この規則による改正後の別表第2の1の表1の項第9号及び第10号の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、当分の間、こ

れらの規定による基準によらないことができる。

6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この規則による改正後の別表第2の1 の表1の項第14号の規定の適用については、当分の間、同号中「2メートル」とあるのは、「1メートル」とする。